



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	芸娼妓契約 一性産業における「信じられるコミットメント (credible commitments)」
Author(s)	ラムザイヤー, マーク; RAMSEYER, Mark; 曾野, 裕夫//訳 他
Citation	北大法学論集, 44(3), 206-160
Issue Date	1993-10-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15533
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(3)_p206-160.pdf



芸娼妓契約

— 性産業における
「信じられるコミットメント (credible commitments)」 —*

マーク・ラムザイヤー
曾野裕夫 訳

目 次

- I 序説
 - II 学者と娼婦
 - III 性の規制
 - 1 法規制
 - 2 裁判所
 - IV 芸娼妓契約
 - 1 芸者の奉公
 - 2 公娼の奉公
 - 3 契約のエンフォースメント (実現ないし強制)
 - 4 支配と信用供与
 - 5 信じられるコミットメント
 - V フィナーレ
 - VI 結び
- 訳者あとがき
参考文献 (英語・邦語)

かって うれしい
花いちもんめ
まけて くやしい
花いちもんめ
— 日本のわらべうた

I 序 説

マザー・グースと同じで、この歌から受ける残酷な印象には歴史的な背景がある。20世紀以前の日本の農家は——中世ヨーロッパの農家がしたように (Engerman 1973: 44) ——、子どもの売買をしたのである。

その中には、娘を売春宿に奉公 (indenture) に出す者もいた。同時にまた、娼婦となるために自ら長期間の雇傭契約をする女性も多かった。本稿は、これら戦慄の諸契約の、より近代的な形態——すなわち、20世紀初めの日本の性サービスの市場における、親、娼婦、そして売春宿の間の稼働に関する取り決め——を検討しようとするものである。より具体的には、芸娼妓奉公の契約 (indentured prostitution agreement) ——将来の収入の前払いと引き換えに、娼婦が売春宿で数年間働くという契約——〔以下、芸娼妓契約ないし奉公契約 (indenture contract)〕の使用を検討する。娼婦と売春宿がこの芸娼妓契約類似の契約を用いることは多くの社会で行われてきたことであり、本稿はなぜそうだったのかを日本のデータを用いて考えようとするものである。

戦前の日本における売春は規制産業であり、かつ問題とされることの多い産業であった。まさしくそのために、政府の記録や独立の研究の両方が、驚くほどあからさまな実証的 (empirical) な記録を残している。そこで、本稿ではまず第1に、それらの記録を用いてその契約そのものを抽出、再現する。それによって、当事者が行った取引と、それらの取引のエンフォースメント (実現ないし強制) の方法が明らかとなろう。

第2に、本稿はそのような芸娼妓契約についての最も一般的な仮説を検討する。すなわち、抱主がこれらの契約をしたのは、契約期間を超えて娼婦を売春宿に縛りつけておくように契約を操作することができたからであるという仮説である (その根拠とされるのは、簡単にいえば、抱主は年期奉公人を債務奴隷

に転換することができたということである)。しかし、この仮説を支持する証拠は見当たらない。むしろ、多くの娼婦は、契約期間の終了よりも相当前に、前借金を完済し、廃業している。芸娼妓奉公は過酷な職業ではあったが、女性がそれに従事するのはわずか数年だったのである。

第3に、本稿は芸娼妓契約についての仮説を他に2つ検討する。すなわち、(i) 芸娼妓契約は売春宿をして娼婦を支配することを可能にしたという仮説、そして、(ii) 芸娼妓契約は（何千人ものヨーロッパ人を北アメリカにもたらした年奉公契約のように）困窮した農民に信用を供与する手段だったという仮説である。これらの仮説は、日本の芸娼妓奉公の一面をとらえてはいるかもしれないが、本稿はそれでは不十分であることを説明する。

それらに代え、本稿は、娼婦と売春宿はそれぞれ別の理由で芸娼妓契約を用いていたことを主張する。第1に、前借金契約によって、抱主は、女性（そして時にはその親）に将来の収入についての自分の約束を信じてもらうことが可能となった(Williamson 1983, 1985)。抱主にとってこの約束が有益だったのは、新しく娼婦となる娘たちは、確実に大きな評判上の損失(reputational loss)を被る産業に参入しようとしているにもかかわらず、そこで得ることのできる賃金について信頼できる情報を持たないという事情があったからである。第2に、芸娼妓契約によって、抱主と娼婦は、法制度を最も安価に発動させることのできる当事者にそのコストを配分することが可能となったのである。売春宿と娼婦がそのような取り決めをしたという事実が意味しているのは、究極的には、学者は、売春の残酷さに目をくらまされて、農民の男女が窮状におかれながらもできるだけ良い生活をするために工夫した効果的な諸手段を見失ってはならないということである⁽¹⁾。

売春と年奉公が政治的にも問題の多い性格のものであることに鑑みて、ここで通常以上の免責条項を挿入しておきたい。第1に、読んでいただければきわめて明らかなように、本稿は産業組織の歴史の研究であって、決して規範的な研究ではない。本稿は、売春を合法化すべきかどうかという点に関して、いかなる立場をも採るものではない⁽²⁾。

第2に、データ不足のために、本稿はひとつの基本的な実証問題に答えていない。すなわち、日本の女性が、どれくらいの割合で自らすすんで娼婦となり、どれくらいの割合で家族からの圧力を受けて娼婦となったのかという問題である。一方で、娼婦はそれなりに高収入であり、多くの女性は貧しかったか

ら、単にその収入に魅かれて自主的にこの職業を選んだ女性もいた。が、他方では、親からの圧力を受けてこの職業についていた女性もいたのである。そのような圧力が一般に言われているほどには決定的な意味は持たなかったという証拠も見出せたが、それはそこから結論を導くには一応のものでしかない⁽³⁾。他の研究では、複数の農民が農家間で収入をプールすることによってリスクを共有していたことが示唆されているが(Popkin: 18-22, Rosenzweig & Stark)、おそらく中には、そのような家族保険 (family insurance) 制度の一環として — 痛ましくも — 売春宿に抱えられた娘もいたであろう。親や裕福な隣人が、娼婦の債務の保証人となることがしばしばあった〔ことから、家族保険制度の存在がうかがえる〕のである (もっとも、それは、女性が自ら望んで娼婦となる場合にもありえたことではある)⁽⁴⁾。以下では、説明の簡便のために — そしてその目的のみで —、雇傭の取り決めは、それに関与している女性が自ら選んだものであるとして扱う。

第3に、日本の売春の実態に関する当時の叙述は意図的に無視する。今日にいたるまで、この産業の歴史は、改革主義者のジャーナリスト、廃娼論者、それらの廃娼論者によって救い出された元娼婦らの、実体験に基づく説明に依拠してきた。必然的に、廃娼論者らに接近した娼婦は最も不満を抱いていた娼婦たちであり、大過なく芸娼妓奉公の年期を終えた女性たちは、その経験について著書や記事、そして日記さえもほとんど書いていないのである。そのため、現存する実態描写は、標本抽出に大きな偏りがあるという問題を抱えている。この偏りが数量的な記録にも影響しているのは確かである。それでも、戦前日本の売春は規制されかつ問題とされることが多かったので、政府機関と廃娼論者の両方が大量の資源を用いて、この産業に関わるヒトとカネを計算している。そして、おそらくは驚くべきことなのだろうが、両者の数量的記録は、重要な点のほとんどにおいて、一致するのである。以下では、それらの記録が一致する場合にはそれらを用い、一致しない場合にはそのことを指摘する。

本稿の構成は以下の通りである。Ⅱにおいて、戦前日本の売春についての伝統的な説明と、この産業の基本的な輪郭を概観する。Ⅲでは、関連する規制のしくみの発展をたどる。Ⅳ1～3では、芸娼妓契約が実際にどのように機能したのかを問い、Ⅳ4、5で、そのような契約がなぜそれほど一般的に用いられたのかを検討する。ところで、前述の売春の規制は1950年代を生き残ることがなかったが、その崩壊の過程をⅤでみる。

I 註

* © 1990 Oxford University Press. Used with permission.

- (1) 19世紀のイギリスとアメリカの娼婦の合理的な自己主張の証拠が、Judith Walkovitzの著書とBarbara Hobsonの著書の第4章にみられる。
- (2) たとえば、売春は禁止されるべきとするShrageとPatemanと、認められるべき売春の形態もあるとするOkinとRadinとを比較せよ。
- (3) 法的には、娼婦は自ら希望すればいつでも自由に廃業することが許されていたが（後述Ⅲ2参照）、ほとんどの娼婦は借金を完済するか契約期間が終了するまで仕事を続けたことに注意する必要がある。たとえば、1927（昭和2）年から1929（昭和4）年の間に、抱主の同意なく廃業した公娼は全体のわずかに約1%にすぎない（伊藤：213-14）。それでも、娼婦の親も芸娼妓契約〔または保証契約〕の当事者となっていた場合（通常はなっていた）、廃業のコストは、自分と親が消費貸借契約〔または保証契約〕上の責任を負うことになるということだけであった。そして、親が娘を強制的に娼婦にしたのであれば、前借金は親の手に入ったのであり、娼婦を訴えても無意味であった。その場合、事実上、娼婦にとっての唯一の本当のリスクは、抱主が親の財産を差し押さえるかもしれないということだけであった。そのため、虐待的な親によって無理やり娼婦にさせられた娘たちは、廃業し、親に借金を返済させ、東京の都会の中に無名の娘として消えていくことができたのである。たしかに、そのような娘の将来の展望は、そのような選択をすることを怖じづかせるほど陰鬱なものであったであろう。しかし、娘の意思に反して売春を強要した親が多かったのであれば、娼婦を辞め、自ら軽蔑する職業と、その職業に自分を売った親よりも、その冷たく名もない生活を選択する女性が多かったはずである。しかし、そのような選択をする女性はほとんどいなかった〔ことから、親からの圧力はそれほど決定的ではなかったと一応いえそうである〕。

〔廃娼運動の一翼を担った〕救世軍によれば、1930（昭和5）年に救世軍が芸娼妓奉公という仕事から「救い出した」女性の31%は、親から娼婦となるように勧められたと述べている（廓清1931b）。

- (4) 戦前の民法では、20歳に達した男子と未婚の女子は、自ら契約を締結することができた（3条〔および14条〕）。20歳未満の男女は法定代理人の同意がなければ契約をすることができなかった（4条）。

II 学者と娼婦

ほとんどの学者は、彼らが「搾取的」経済成長と考えるものを通じて、戦前の日本の売春を説明する。たとえば、社会史学者の Mikiso Hane をみてみよう。ジャーナリズムの報道に強く依存して、Haneは「ますます深くなる亀裂」が戦前の日本の貧困層と富裕層を分断していったと主張する (Hane : 34)。「ブルジョワ資本主義者が次第に裕福になっていくのと対照的に、農民のおかれた状況は哀愁に満ちたものにとどまり」、農民は自らが「生存のために苦闘」する姿に気づかされる (id. : 31, 27)。そして、この困窮の世界の中でも、「最も哀れな犠牲者は、売春宿に売られた農家の若い娘たちであることが多かった」 (id. : 207) とするのである。

人類学者の Liza Dalby も、「芸者」として知られる芸妓 (licensed entertainer-prostitutes) を研究し、類似の主張をする。Dalby によれば、芸者がまともな生活をしていたといえるのは、普通の公娼 (娼妓) の生活との比較においてのみである。すなわち、「[芸者の] 生活はひどいものであったが、それでも芸者置屋ではなくて売春宿に送られた娘たちの生活よりはましであった」 (Dalby : 222)。そのひどい生活の一因は、芸者置屋が芸娼妓契約を使って女性をそこに縛りつけておく方法にあった。他の国の売春を研究する学者の多くと同じく⁽⁵⁾、Dalby も、日本の楼主は芸者を債務奴隷に転換するためにその契約を操作し、当初の契約期間を超えて女性を働かせ続けたとするのである。「[住込の芸者] に法外な部屋代と食費を請求し、意図的に彼女らを依存の状況に置きつづける悪徳楼主」の罠にはまり、芸者は「事実上の囚われの身」で働いたというのである (id. : 221)⁽⁶⁾。

事実であれフィクションであれ、そういった記事は新聞や雑誌の売上を伸ばし、当時の記者たちはそれを最大限に利用した。ジャーナリストは無垢の女性が強欲な抱主に騙されて悪の生活に足を踏み入れ、月ごとに増え続ける借金によって束縛されていると報道したのである。彼らは、それはわずかに偽装された奴隷制度であり、政府はそれを禁止すべきだと主張したのである。現代の学者のほとんども、この説明を繰り返すだけである。日本の著名な法社会学者、川島武宜さえも、娼婦は「家長長制的権力によって」強制された「一種の奴隷である」と結論づけるのである (川島 1950 : 89, 1955)。

もちろん、すべてがフィクションだったわけではない。戦前の日本では多くの家庭が貧しかった。そして、世界的な不況は日本に早い時期に強く打撃を与え、しかも田舎が最も強くその打撃を受けたようである⁽⁷⁾。他に手立てもなく、農家の女性は娼婦となり、そのほとんどは、売春宿に数年間住み込み契約をした。彼女たちがそれと引き換えに得たのが、報酬の大部分の前払いであった。

高潔な産業ではなかったが、この悪は大きな産業であった。1924（大正13）年に、日本には許可を受けた赤線地帯が550あり、50,100人の公娼、11,500の許可を受けた売春宿があった。これらの売春宿は大きな事業であり、街角のボン引きとは違った。典型的な売春宿は、セックスの他に食事と酒を提供し、15、16部屋の建物に、4～7人の娼婦を抱え、他に6～10人の雇い人を置いた。それに加え、日本には77,100人の芸者がいた。許可を受けていない（したがって非合法の）娼婦の数はそこまでは明らかではないが、信頼してよいと思われるある観察者によれば、その数は約50,000人であったという。当時の日本の人口が5,970万人であったから、単純に計算すると350人に1人の割合で娼婦がいたことになる。京都では150人に1人の割合であった⁽⁸⁾。対照的に、近代のアメリカでは、650人から900人に1人の割合であったと学者により推計されている (Symanski: 10)。

売春は過酷な労働ではあったが、娼婦になった女性たちには、他に魅力的な代替策は多くなかった。公娼の大半は、ほとんど教育を受けていなかった。公娼は最低18歳でなければならなかったが、彼女らの半分は4年以下の教育しか受けておらず、16%は一度も学校に通ったことさえなかった⁽⁹⁾。これは、小学校（1～6学年）の学齢期の児童の99%が小学校に通っていた時代の話である (Minami: 19)。技術を持たず教育も受けていないそのような労働者にとって、魅力的な選択肢は戦前の日本にはなかった。日本は貧しかったのである。12～18歳の夜学の生徒を対象とした調査をみてみよう。工場労働に従事する生徒の労働時間の最頻値 (mode) は1日10時間、商業に従事する生徒の最頻値は12時間であった（そして、これらの生徒が夜学に通う時間を見つけることができたということは、他の労働者はさらに長時間働いていたことを示唆する）。全生徒数のうち、1ヵ月の労働日数が28日以下の者は、わずか13%である⁽¹⁰⁾。1924（大正13）年に娼婦は平均して1晩に2.54人の客をとり⁽¹¹⁾、同様に1ヵ月に28晩働いた⁽¹²⁾。売春は卑しい仕事ではあったが、他の選択肢も決して楽

表1 女工・農家・東京の公娼の平均年収

年 度	A 女工(円)	B 農家(円)	C 公娼(円)	C欄/A欄	C欄/B欄
1926(昭1)	312	1,433	641	2.05	0.447
1927(々2)	320	1,183	658	2.06	0.556
1928(々3)	322	1,361	660	2.05	0.484
1929(々4)	320	1,201	554	1.73	0.461
1930(々5)	289	810	430	1.49	0.531
1931(々6)	260	552	406	1.56	0.736
1932(々7)	245	644	388	1.58	0.602

注意：公娼は部屋と食事を無料で与えられたが、工具の多くはそうではなかった。

資料：A欄—1日当たりの賃金につき労働省婦人少年局『婦人労働の実状』（1952）14頁、1ヶ月当たりの就業日数につき日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』（日本銀行、1966）60頁。

B欄—総務庁統計局監修・日本統計協会編『日本長期統計総覧第4巻』（日本統計協会、1987）統計表18-5-a。

C欄—總監官房文書課統計係『昭和七年警視庁統計一斑』（1933）96頁

なものではなかったのである。

そして、売春は儲かる商売であった。表1を参照していただきたい。1926（昭和1）年から1932（昭和7）年の間に、娼婦の平均収入は、女工の平均賃金の179%⁽¹³⁾、（地主と小作農を合わせた）総農家の平均収入の53%に及んだのである⁽¹⁴⁾。最近、Oliver Williamson (1985: 35-38) と Price Fishback (1986a, 1986b, 1989) は、石炭会社が衛生あるいは安全に欠ける労働条件を提供しているときには、アメリカの坑夫がいかにして高賃金を得ていたかを論じた。また、Clark Nardinelli は、体罰を用いる工場では、いかにしてイギリスの親が子どもに対する高賃金を得ていたかを示した。同様の論理が日本でも妥当したのである。日本の農家の女性には様々な選択肢があり、その中でも、娼婦としての仕事は、最も惨めで恥ずべきものであった。その仕事に就くことと引き換えに、彼女らは高収入を要求し、それを得たのである。働くために家を出た、東北地方のある県の娘たちの1936（昭和11）年の標本によれば、彼女らの平均年収は、部屋と食事が付いて公娼が884円、芸者が575円、酌婦（多くの場合、売春を伴う仕事であった）が518円、女給（これも幾ばくかのセックスを伴う仕事であった）が210円、その他の職業では130円であった⁽¹⁵⁾。そのため、公娼としての仕事を得た女性よりも、それを求めた女性の方がはるかに多かったのである。1920（大正9）～1927（昭和2）年に、東京で公娼となっ

たのは、求職した女性のわずか62%にすぎなかった（中央職業紹介事務局：381-82，草間：27-30，36）。

公娼制度を通じて、政府はその産業内に、相互に重なり合う3つの階層を作り出すことに成功した。すなわち、芸者、公娼、そして私娼である。芸者は、エンターテイナー（芸人）として許可を受け、性的サービスを合法的に売ることではできなかった。芸者は公娼よりも高い教育的背景をもってその産業に入り、（理論上は）唄、踊り、そして機知に富んだ話術の訓練を受けた⁽¹⁶⁾。芸者は金銭と引き換えに唄い、踊り、そしておしゃべりをしたが、ほとんどの者（1930（昭和5）年の調査によれば約80%）は性的サービスも金銭と引き換えに行った（草間：5，20；副見：234）。

最高級の芸者のずっと下級にいたのが公娼と私娼であり、彼女らは性的サービス以外にセールスポイントがなかった。遊客は、いくつかの理由から、私娼よりも公娼を好んだ。第1に、公娼はおそらく高質のサービスを提供するという評判（reputation）に資本投下をしていたと思われる。彼女らは性を合法的に売ることができたのであり、彼女らは、そのサービスを合法的に市場に出すことのできる企業で働いていたのであった。したがって、彼女らのそのような投資は安全なものであった。対照的に、私娼は、いつ警察によってその仕事を中断させられたり雇い主の店が閉められたりするかを常に恐れながら働いていたのである⁽¹⁷⁾。

第2に、公娼の方がより健康であった。許可を受けている売春宿は、少なくとも新しく娼婦を雇う場合には伝染病に罹っていないかどうかをチェックした他、週ごとに健康診断を受けさせ、特定の診療所との間で特約を結んでいた。医療記録には問題もあるが、当時の調査は一貫して、私娼よりも公娼の方においてはるかに低い性病罹患患者数を示していたのである⁽¹⁸⁾。

最後に、遊客は公娼の方が肉体的にも魅力的であると考えたと思われる。まず、私娼の多くは、許可を受けた売春宿には雇ってもらえない女性たちであった（草間：37）。また、多くの私娼は年齢が高かった。遊客は、10代後半から20代前半の女性を好んだと思われるが、20代後半や30代前半の女性の占める割合は、無許可セクターの方が許可セクターよりも高かったのである（副見：59，144）。

理由がどのようなものであれ、消費者選好（consumer preference）が私娼よりも公娼にあったことは、価格が示している。1920年代終わりには、東京の吉原

地域における「特等」(最上級)公娼は、1泊する場合には玉代が14~17円、五等(最下級)の公娼の玉代は1泊6円であったが、それと対照的に、玉の井や亀戸地域の私娼の料金は、1晩3~5円であった(草間:230-32, 242)。

II 註

- (5) たとえば、Corbin (78) (フランス)、Harsin (293) (フランス)、O'Callaghan (13) (中国)、Rosen (130) (アメリカ) 参照。
- (6) ただし、ほとんどの女性にとって、部屋代と食費は無料であったことに注意せよ。後述、IV参照。
- (7) 後掲表1の農家の収入の変遷を参照。しかし、Smethurstがその優れた著書で指摘するように、学者はこの貧困を誇張することが多かった。
- (8) これらの数字は、副見(26-28, 32, 50-56, 178)による。副見は1920年代半ばの公娼と私娼の総数を174,000人と推計している。中村(222-23)は総数を276,000人とする。草間(14-26)も参照。
- (9) 副見(66-68)(東京のデータ)、伊藤(204)、草間(100-103)参照。公娼は法律上、最低18歳でなければならなかった。明治33年10月2日内務省令第44号第1条。
- (10) 月に3日以上以上の休みのあった者は、わずか13%であった(社會事業研究所:23-25)。これは日本銀行統計局の全国規模のデータとほぼ一致する。すなわち、1926(昭和1)年に、製造業における労働者の労働時間は1日10.32時間、就労日数1ヵ月27.1日である(日本銀行統計局:58-61参照)。また、内閣統計局(109, 122)(近似の数値)も参照。
- (11) 1922(大正11)年から1932(昭和7)年の間の各年の平均(mean)は、1晩1.71人(1930(昭和5)年)を最低に、最高の1晩3.04人(1923(大正12)年—ただし、関東大震災で記録の一部が消失している)という幅がある。11年間を通じての平均は2.10人である(總監官房文書課統計係:96)。他の推計もこれらの数字を確認するものである(東京控判大正元年11月14日新聞841号21頁、22頁(1ヶ月に70~100人の客)、上村1929:492-501(都市の娼婦につき近似の数字)、草間:33-34(1924(大正13)年の東京で1晩に2.54人の客))。他方で、1913(大正2)年から1915(大正4)年の間の大阪の数字は、1晩に0.72人から0.78人である(上村1918:33-34参照)。対照的に、Corbin(81)が引用するフランスの許可地域を対象とした調査は、1晩に4~8人、あるいはそれ以上の客という数字を示す。Harsin(283)(フランスにつき、さらに高い数値)参照。
- (12) 1924(大正13)年には東京の4,989人の公娼に420万人の客があった。同年には1晩に娼婦1人当たり2.54人の客がいたので、娼婦の就業日数

は年間331日だったことになる（總監官房文書課統計係：96-98）。

- (13) この期間における工場労働者全体の平均年間賃金は、1926年に554円、1927年に632円、1928年に657円、1929年に666円、1930年に650円、1931年に605円、1932年に580円であった（日本銀行統計局：60, 69参照）。女工が得たのは男性の賃金の30～40%であったといわれているが、年令・経験・勤続年数に応じた調整を経たあとでは、その違いはほとんどなくなったという観察がある（労働省婦人少年局 1952：14-17）。

なお、表1における娼婦の収入の数字は、政府が抱主に提出を義務づけたデータに基づくものであり、当然、その信頼性が争点となる。しかし、そのデータがこの産業の戦前の研究で広く報告されていたにもかかわらず、その数字が不正確であると抗議した廃娼論者は私は知らない。反対に、廃娼論者たち自身が、かなり似た数字を用いていた。たとえば、伊藤（229-30）参照。彼らの不満は、収入の額にあったのではなく、娼婦がその収入の範囲内で生活できたのかという点にあった。後述Ⅳ4参照。なお、これらの数字は、前借金の元本充当前のものである。

- (14) ほとんどの娼婦は、もちろん、収入が平均以下の家計の出身である。1926（昭和1）年から1927（昭和2）年にかけて、農家の平均月収は96.2円、地主の平均月収は112.5円、小作農家の平均月収は79.2円であった（内閣統計局：352参照）。
- (15) 秋田県の統計である。宮城県統計では、公娼が315円、芸者が337円、酌婦が187円、女給が132円、女工が107円、女中または子守が78円であった（社会局庶務課調査係：160-61）。その雇い主は、ほとんどの場合に、これらの賃金に加えて部屋と食事を与えていたものと思われる。これらの資料からは標本抽出の方法が明らかでないので、秋田県と宮城県の数字の違いからも確認できるように、これらのデータの取扱には表1の数字の場合よりも注意を要する。西洋における娼婦の高収入の証拠として、Rosen（147-48）およびMustang参照。

- (16) Dalby参照。ある研究によれば、芸者の92%は少なくとも小学校を卒業しているが、公娼は、小学校6年間のうち5年間以上を終えた者はわずか42%、そして16%は全く就学経験がない（副見：66-68, 216-17参照）。

- (17) Klein & Leffler参照。私娼の禁止については、行政執行法（明治33年6月2日法第84号）第3条、明治41年9月29日内務省令16号第1条参照。

- (18) 總監官房文書課統計係：143、上村 1918：47参照。東京の公娼の検査で、疾病が判明したのは、1932（昭和7）年には全体の3.22%である（總監官房文書課統計係：143）。陽性診断の内訳は、淋病が41.7%、軟性下疳が26.2%、梅毒が7.6%であった（同上：144）。私娼の検査では、全体の9.7%で疾病が判明した（同上：144）。他の統計も、公娼と私娼のこ

の罹患率の差を確認する。たとえば、1927（昭和2）年の政府調査によれば、私娼の32%が性病に罹っていたのに対して、公娼で性病に罹っていたのはわずか2.1%であった（草間：288, 291）。また、別の調査によれば、その差はさらに大きい。すなわち、公娼の2.8%は性病または伝染性の病気を持っていたが（1924（大正13）年）、私娼の場合には（1925～1926（大正14～昭和1）年に）その数字は40%を超えていた（副見：93, 168-69）。中央職業紹介事務局（433-35）（近似の統計）も参照。娼論者も公娼については性病罹患率が低いことを報告している。廓清 1931a（罹患率1.82%）。

Ⅲ 性の規制

1 法規制

娼婦が用いた芸娼妓奉公の取り決めは、19世紀の規制枠組に服するものであった。1853（嘉永6）年にアメリカのペリー提督が日本の開港を強制し、西洋諸国はすぐに、混乱した日本政府に様々な「不平等」条約を押しつけた。〔その規制枠組が作られたのは〕これらの条約の撤廃を決意した政府の指導者たちが、西洋の文化と法律を少なくとも外面的にでも採用しようと画策していた〔時期であった〕。

好機は1872（明治5）年に到来した。マリア・ルーズ (Maria Ruz) 号という名のペルー船が修理のために横浜港に入港したが、それには8年間の年期奉公契約で雇われた231人の清国の苦力が乗っていた⁽¹⁹⁾。その1人が船から飛び下りて、近くのイギリスの軍艦に泳ぎついた。対応に苦慮したイギリス船の船長は、現地の領事館〔を通じて日本の警察署〕にその清国人を引き渡したが、のちにイギリス代理公使が日本の外務省に接触し、事件の処理のために外務省は神奈川県権令を特命裁判長に任じたのである。

それは、日本の成熟度を証明するまたとない機会であるかにみえた。権令は最良を尽くし、この国際的な人身取引が国際公法に違反すると宣言した。ペルーはこれに抗議したが、ロシア帝国の裁判所が仲裁人として介入し、日本を支持した。しかし、この駆け引きは裏目に出た。審理の最中に、ペルー船の弁護士が日本にも奴隷がいることを指摘したのである。彼は、日本の売春宿は、清

国の苦力と何ら変わらない、自由を持たない芸娼妓奉公人であふれていると主張したのである。

当惑した日本政府は、ただちにすべての芸娼妓奉公人を解放した。彼女らは家に戻ってもよく、裁判所も彼女らに対する債務取立の訴訟は取り上げないと〔の太政官布告を発〕したのである⁽²⁰⁾。この布告を施行するために、司法省も達を發した。

〔芸娼妓契約による〕「娼妓芸妓ハ人身ノ権利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス人ヨリ牛馬ニ物ノ返弁ヲ求ムルノ理ナシ故ニ従来同上ノ娼妓芸妓ヘ借ス所ノ金銀並ニ売掛滞金等ハ一切債ルヘカラサル事」(明治5年10月9日司法省達第22号第2項)

この規制はその比喩ゆえに〔「牛馬きりほどき」として〕悪名高いものとなったが、少なくとも要点は明確であった。女性は売春宿を去ってもよく、抱主からの前借金も保持しつつけてかまわないというのである。新聞は、娼婦が荷車や人力車に持ち物を積んで、群れをなして売春宿を去る様を報道した(中村：174)。

しかし、1872(明治5)年の規制は、売春を禁止するものではなかった。それは単に芸娼妓(奉公)契約を無効にただけであった。その年のうちに、大阪府は「貸座敷」免許制度を採用し、売春が合法であることを明らかにし、他の府県もあとに続いた。この制度の下では、娼婦は許可を受けた「独立営業者」であって、売春宿は「貸座敷業」とされた。そして、1875(明治8)年には、中央政府は年期奉公を許可することさえ決定したのである。政府によれば、人身売買は違法であり、人身の抵当も同じである。しかし、これらの禁止の後には、次のような不可思議な区別が続いた。すなわち、期限を定めた雇傭契約を通して債務者が債務を弁済するという取り決めは合法だということである⁽²¹⁾。再び、芸娼妓(奉公)契約は有効となった。

2 裁判所

このように初期の混乱はあったが、世紀の変わりめには、裁判所は芸娼妓契約の法的地位を明らかにした⁽²²⁾。まず、大審院は1896年(明治29)年に、部

芸娼妓契約

分的にその法的地位を明らかにした。すなわち、〔芸娼妓契約のうち〕稼働契約の部分は無効だということである。楠イキは娼婦として数年間働くことに合意したようだが、娼妓廃業届書への調印を求めて提訴し、裁判所はそれを認めた。当事者がいかなる金銭上の関係にあっても稼働契約の部分は独立の合意であるとしたのである。その判決は、年期奉公を禁止する1872（明治5）年の布告を引用して（ただし年期奉公を認めた1875（明治8）年の布告は引用しなかった）、

「諾約者〔娼妓〕ニ於テ身體ノ自由ヲ讓與スルノ意思アルモノト推定スルコトヲ得ス且其思意アリシモノト假想スルモ各人ニハ之ヲ讓與スル權能ナキカ故ニ〔芸娼妓契約〕モ又他ノ一般ノ契約ト等シク諾約者ノ身體ヲ拘束セシテ執行ヲ遂ケ得ルモノニ限り其効ヲ有スヘキ理ニシテ之ニ反對ノ事ヲ旨趣トスルモノ即チ身體ノ拘束ヲ目的トスル契約ニ至テハ各人自由ノ範圍外タル明確ニ付法律上契約ノ効ヲ有スルモノニアラス」（大判明治29年3月11日民録2輯3巻50頁、52頁）

と判示したのである。

4年後には、大審院は不満を持つ娼婦がどうすれば廃業できるかを示した。娼妓廃業届書に抱主が調印しない限り娼妓が廃業できない場合、抱主に調印を強制できるとしたのである⁽²³⁾。坂井フタは、30カ月間働くことに合意したが、早期の廃業を望んだのである。裁判所は1872（明治5）年の布告を引用し、1896（明治29）年の判決に言及して、すでに、長期間の身体拘束契約は無効とするのが判例であり、娼婦が貸座敷業者の調印を必要とするのであれば、貸座敷業者に調印を強制できるとしたのである（民録6輯2巻81頁、82-84頁）。

稼働契約の効力を否定するにあたって、大審院はそれにとまなう金銭消費貸借契約は区別した。稼働契約を無効とするにあたって引用したのが1872（明治5）年の布告であったのは御愛嬌である——同布告は明示的に金銭消費貸借をも強制できないとするものであった——が、裁判所は、芸娼妓契約を稼働契約と金銭消費貸借契約という2つの独立の契約に転化することに成功した。前者は無効だが、後者は有効だということである。

消費貸借契約を有効とするにあたって、当初の判例が稼働契約と金銭消費貸借を区別していたかどうかは必ずしも明確ではない。しかし、大審院はたとえ

ば1902（明治35）年には、売春宿からの前借金返還請求に対して、売春は「正經ノ職業」ではないが法的に公認された仕事であって、稼働の収益を債務の弁済に充てるとの約定も公序良俗に反しないとしていたのである⁽²⁴⁾。稼働契約を無効とする先の大審院判決と合わせて考えれば、娼婦は自由に廃業できるが、借金は返さなければならぬということがいえなくもない。

そのことを明示的に示したのものとして有名なのが、次の1920（大正9）年の請求異議事件の判決である。高橋けいは600円の前借金で出稼芸妓となったが、3年の奉公期間満了前に廃業したようである。稼働契約が公序良俗に反して無効であるから消費貸借も無効であるとした原審を破棄して、大審院は次のように判示した。

〔本件において、稼働契約は消費貸借契約に基づく債務の弁済方法を定めたものであるが〕「債務弁済方法として締結したる契約が公序良俗に反するか若くは其他の事由により無効なるときは債権者は其所定の方法により債務の弁済を受くることを得ざるは論を俟たずと雖も之が爲め消費貸借契約も亦無効となり債務者は之が債務を履行するの義務なきものと謂ふべからず」（大判大正9年10月30日新聞1808号11頁）^(24a)

しかし、裁判所は、ときとしてこれらとは異なる判決をすることもあった。一方では、稼働契約を有効とした判決もあった。たとえば、ある地裁は、芸者置屋で6年間芸妓稼業に従事する契約をした16歳の娘の廃業を認めなかった。「當時〔その娘〕は十六歳にして是より藝道習業するものなれば六年は必ずしも長期と謂ふべからず」としたのである。すなわち、契約期間の長さとの他の契約条項が合理的であったので、置屋は契約を強制することができるとしたのである（横浜地判大正12年2月7日新聞2115号5頁、6頁）^(24b)。

他方で、金銭消費貸借契約さえ無効とするものもあった。一般的には、金銭消費貸借と稼働契約は独立のものとされていたが、常にそうだったわけではない。たとえば、村上ヨシエは10年間の契約で芸者置屋に入ったが、彼女は契約期間の途中で廃業した。置屋は消費貸借契約に基づいて彼女を訴えたが、裁判所は彼女の側についた。彼女の金銭消費貸借契約と稼働契約は不可分であるとしたのである。したがって、稼働契約が無効であれば、金銭消費貸借契約も無効であり、彼女は廃業してよいし前借金も返さなくてかまわないというのであ

る⁽²⁵⁾。そして、本件のように下級審がそれらの2つの合意は不可分であるとした場合には、大審院もそれに従うことがあった⁽²⁶⁾。

それにもかかわらず、当時の契約起草者は、どの金銭消費貸借契約を裁判所が強制し、どれを強制しないかを知っていたと思われる。ほとんどの芸娼妓契約には、裁判所が強制するような金銭消費貸借の合意が含まれていたからである。梅津をすみのケースをみてみよう⁽²⁷⁾。彼女は公娼として働く契約をして、650円の前借りをしたが、前借金を完済する前の中途廃業を望んだ。裁判所はそれを認めた。長期の稼働契約は無効で、をすみが辞めたいのであれば廃業してもかまわない。ただし、彼女の金銭消費貸借契約は有効に残っているので、彼女が廃業しても、彼女とその保証人たちは、彼女の借りた額を返さなければならないというのである。

同様に、清水ハルも芸者として働くことに合意し、2,300円の前借りをしたが、契約期間の途中で死亡した。置屋は彼女の父親を保証人として訴求し、裁判所は置屋を勝訴させた。「借主本人清水ハル死亡シ同人ノ稼高二依ル辯済不能ニ陥リタルカ為メ直ニ本件債務ノ消滅ヲ来スモノト解スヘキ理由ナシ」としたのである。合意は可分であって、彼女が死んでも消費貸借契約と保証契約は有効に存続するのである（大判昭和6年10月23日新聞3336号10頁）。

Ⅲ 註

- (19) より詳しい説明と、判決、仲裁判断の完全な記録について、伊藤(107-32) 参照。また、Stewart (Chapters 7 & 8) および Gardiner (Chapter 1) も参照。[ただし、マリア・ルーズ号事件が娼妓解放令の契機になったとする定説への異論が、最近になって提出されている。大日方純夫「日本近代国家の成立と売娼問題——東京府下の動向を中心として——」研究論叢（東京都立商科短期大学）39号（1989）参照。]
- (20) 明治5年10月2日太政官布告第295号〔娼妓解放令〕第4項。売春に関する主な省令と規制は、山本（747-67）に所収されている。
- (21) 明治8年8月14日太政官布告第128号。中村（171-78）および山本参照。1900（明治33）年に、政府は全国的な「貸座敷」制度を採用した。山本（372-80）で論じられている、明治33年10月2日内務省令第44号〔娼妓取締規則〕、明治33年9月6日警視庁令第37号参照。
- (22) 芸娼妓契約に関する判例法について、西村、能見、川島 1955、我妻 1923, 1955、米倉参照。当時の裁判所制度につき、Ramseyer 参照。
- (23) 大判明治33年2月23日民録6輯2巻81頁。同旨、名古屋地判明治33年

- 3月21日 (Murphy: 140 に英訳あり)、名古屋地判明治33年6月11日 (Murphy: 143 に英訳あり)。
- (24) 大判明治35年2月6日民録8輯2巻18頁、21頁。なお、大判明治37年12月26日民録10輯1687頁、東京控判明治35年11月21日新聞116号10頁も参照。
- (24a) 訳注 — なお、大判大正10年9月29日民録27輯1774頁参照。
- (24b) 訳注 — なお、大判明治34年10月10日新聞59号9頁参照。
- (25) 宮城控判大正11年4月22日新聞1986号7頁。金銭消費貸借を無効とした他の判決としては、大判大正4年10月18日民録21輯1718頁〔ただし違約金について〕、東京控判大正元年10月11日新聞852号19頁、大阪地判判決年月日不詳・新聞947号26頁、27頁 (掲載誌大正3年6月30日付) [おそらく大正3年3月18日の判決である。次注の大判大正4年6月7日民録21輯905頁参照。]、大阪地判明治39年10月20日新聞408号7頁。
- (26) 大判大正4年6月7日民録21輯905頁。
- (27) 大判昭和3年5月12日新聞2884号5頁、6頁。同じ結論を示す他の判決には、すでに引用したもの他、大判昭和13年11月22日新聞4355号7、9頁、東京控判大正元年11月14日新聞841号21頁などがある。

IV 芸娼妓契約

一般に、現代の学者は戦前の日本で行われていた売春を誤解している。これは戦前の芸娼妓 (奉公) 契約の性格を正しく把握していないためである⁽²⁸⁾。ほとんどの学者は、これらの契約を債務奴隷の契約として説明する。すなわち、芸娼妓契約の下では、娼婦は借金を完済するまで売春宿で働き、抱主と紹介人は、返済には時間がかからないと騙して彼女らをこの産業に引き込んだ；しかし、実はそれは嘘であって、一度女性が契約してしまえば、借金に暴利的な高利を課し、生活用品にも法外な額を請求する；この仕組みを通して、彼女らは恒常的に借金を抱え、商品価値のある間ずっと売春宿に囚われていた、とこう説明するのである。ある歴史家は、結果的に「娼妓は性的奴隷として一生を終る運命にある」とまでいう⁽²⁹⁾。

たしかに、抱主の中には契約期間を操作する者がいたであろうことは疑いないし、娼婦のサービスを買う客がいるうちはずっとその娼婦を売春宿に縛り続ける抱主がいたであろうことも疑いない⁽³⁰⁾。しかし、産業全体の記録をみる

と、そうではなくて、抱主が娼婦を売春宿に縛り続けたケースは例外であることが分かるのである。まず、芸者の場合、次に公娼の場合を検討してみよう。

1 芸者の奉公

芸者奉公は、一般に一定の年数だけ働く契約であった。最頻値 (mode) は3年であった⁽³¹⁾。奉公を始めたときには、彼女らは若いので (1/4は18歳に満たなかった (副見：208-09))、彼女らの親は常に純期待収入を最初に受け取することを要求し、1925 (大正14) 年におけるその平均額は959円であった⁽³²⁾。それと引き換えに、置屋は彼女らに唄や踊りを仕込み、小額の小遣い (普通は収入の10~20%) を与えたのである。

そのため、芸者の奉公契約の経済学は単純である。その女性が奉公の期間中に、前借金に部屋代、食費そして小遣いを加えた額よりも少ない稼ぎしか得なければ、置屋が損失を負担し、彼女がそれ以上の稼ぎをすれば、置屋がその余剰を得たのである。結果的に、この契約は次のことを保障する。すなわち、(a) (芸者置屋を含めて) 誰も女性を収入に関して騙すことがないこと、(b) どんなに慎ましいものであれ、芸者には住む所と食事があること、(c) 最初の契約期間が切れれば廃業することが自由であること、である⁽³³⁾。都会に子供を数年間1人で送り出す親にとって、そういう保障は大事なことであった。

2 公娼の奉公

公娼の年齢層は〔芸者よりも〕高かった (明治33年10月2日内務省令第44号第1条によって、最低年齢が18歳と定められていた)、彼女らは別の契約内容を求めた。彼女らは最長で何年間働くという合意をし、自分の収入を把握し、成功すれば早く廃業する権利を留保した。1920年代半ばには、彼女らが合意した最長年期は通常6年間であった⁽³⁴⁾。それと引き換えに、彼女らも純収入の前払いを受け、契約期間が長期であるほどその額は大きくなった (草間：208-12)。1920年代半ばには、前借金の平均は1,194円であった⁽³⁵⁾。

公娼の報酬〔玉割〕を計算するにあたって、売春宿はまず自分の手数料を差し引いた。一般的には、その手数料は公娼の玉代の67~75%であった。公娼は残りの25~33%を受け取り、その額の60%を債務の元本に充当し、残額を日常生活の費用に充てるのが通常であった。ほとんどの場合に、公娼は明示的には

利息を支払わなかったが、それはほとんどの契約には利息条項がなかったからである。そのかわりに抱主は、総稼高のうちの公娼の分け前〔玉割〕を計算するにあたって、暗黙の利率を前借金に適用していたようである。

公娼の標準的な契約では、公娼は元本を返済するか、または、最長年期を働くことのいずれかによって、取引上の義務を果たすことができた。(分け前の60%を借金に充当することによって) 契約期間の終了前に借金の元本を完済すれば、廃業することができたし、契約期間の終了時に借金を完済していなくても、廃業することができたのである。なお、ほとんどの売春宿は部屋代と食事代を請求しなかった⁽³⁶⁾。

3 契約のエンフォースメント (実現ないし強制)

単に以上のように契約が起草されたというだけではなく、通常、以上のように契約は執行(implement)された。学者は総じて、現代の非合法的な性市場から導いた仮定に立って、合法的な性市場における抱主も暴力と抑圧を用い、契約の細部は無視したと仮定する。そして廃娼論者も、ゴロツキや不正な抱主の逸話を詳述することがあった⁽³⁷⁾。しかし産業全体のデータからは、そうではなくて、抱主も通常は自分の約束を守ったことがうかがえるのである。

まず単純な計算をしてみよう⁽³⁸⁾。1925(大正14)年に、東京の5,159人の公娼のところに、消費者は374万回訪れ、食事と酒の料金を別にして、1,110万円を使っている。この額のうち、公娼は31%(340万円)を保持した。それは公娼1人当たり655円ということである。通常を取り決めでは、それぞれの公娼はその額の60%(393円)を債務の元本に充当し、残額(262円)を個人的な費用として手元におくことになり、最初の前借金が1,194円であるから、平均的な公娼は3.03年で元金を完済したことになる。また、262円—月21.8円—で生活することに彼女らが困難を覚えることもなかったはずである。何よりも、彼女らは部屋と食事を無料で得ていたのである。若年の産業労働者の月収の最頻値(mode)は、部屋と食事付であれば2円未満、部屋と食事が別であれば15~16円であり⁽³⁹⁾、成人の工場労働者(一般的に部屋と食事は別)の平均月収は1925(大正14)年には47円だったのである⁽⁴⁰⁾。

第2に、公娼が後から負った借金〔追借金〕について考えてみよう⁽⁴¹⁾。現代の学者は決まって、抱主は娼婦の借金を増やし続けることによって、彼女ら

芸娼妓契約

を売春宿に縛りつけたと主張する。たしかに、1925（大正14）年には、東京の5,000人余りの公娼の92%は、最初の前借金とは別にいくらかの未払の追借金を抱主に対して負っていた。しかし、37%は追借金の200円以下が未払いだけであり、19%はわずか200～400円が未払いだけであった。公娼は最初に約1,200円も借りていたことを想起されたい。その額の1/3以上の未払の追借金を負っていたのは、公娼の半分に過ぎず、1,000円以上の未払債務を負っていたのはわずか5%に過ぎなかったのである。

さらに重要なのは、売春宿で長く働いている娼婦ほど、未払いの追借金を抱えている率が低かったということである。再び5,000人余りの東京の公娼をみてみよう。契約の1年目にある者のうち、1,484人にはいくらかの追借金があった。3年目の者でそのような借金を抱えているのはわずかに703人、6年目の者のうちでは、その数はわずか84人であった。言い換えれば、一度新しい仕事に慣れてしまえば、節約の仕方を覚え、借金を返済できたのである。ほとんどの娼婦は、最初の前借金の他に借金をしたが、それは仕事に就いて早い時期に借りたものであり、完済も速かったといえる。

表2 東京の公娼（1925（大正14）年）

年 齢	人 数
18-20	1,104
21	737
22	632
23	631
24	515
25	423
26	330
27	254
28-29	306
30-34	185
35-39	29
40-	6

資料：副見喬雄『帝都に於ける賣淫の研究』博文館（1928）58-59頁。

第3に、表2の、東京の公娼の年齢分布をみていただきたい。法律上、女性は18歳になるまでは公娼になることができず、ほとんどの娼婦（全てではないが）は18歳から21歳の間に売春宿で働き始めている⁽⁴²⁾。しかし、21歳を超えると、稼働している娼婦の数は安定的に減る。もし売春宿が、当初の6年間の契約期間を超えて娼婦を雇い続けるために借金を操作しているのであれば、それぞれの年齢層で稼働している公娼の数は20

代後半に至るまで一定のはずである。なのに、表2は安定した減少傾向を示しているのである⁽⁴³⁾。表2が、1つのコーホート（cohort、集団）の歴史を示すものというよりも、1925（大正14）年における複数の年齢コーホートを示すものであるのはたしかである。しかし、東京の公娼の数は比較的安定していた

ので（1916（大正5）年に5,188人、1925（大正14）年に5,144人）、これらの数字は特定の年齢コーホートにおける長期的な自然減をほぼ表しているといえよう（副見：45）。

別のデータがこの点をより直接的に裏付けている。1920年代はじめにおいて調査対象となった42,400人の公娼のうち、11,400人（27%）が働き始めて1年未満であり、16,200人（38%）が2、3年目、10,400人（25%）が4、5年目、3,100人（7%）が6、7年目、1,300人（3%）が7年を超えて働いている。言い換えれば、4、5年目まで働く娼婦の平均数（5,200人）は、1年目の娼婦（11,400人）の半分に満たないのである⁽⁴⁴⁾。同様に、この産業への参入と撤退をみてみよう。1922（大正11）年に、18,800人の女性が公娼として登録し、18,300人が登録を抹消した。50,000人ほどの労働力のうち、毎年約1/3が回転（turnover）しているのである⁽⁴⁵⁾。

したがって、最も基本的なポイントは、最初の契約期間を大幅に超えて娼婦を売春宿に縛りつけるために、抱主が芸娼妓契約を操作するようなことが大規模に行われたということはなかったということである⁽⁴⁶⁾。女性は、一生懸命に働けば早く廃業することができるかと理解して、限られた年数だけ娼婦として登録をしたのである。そうして多くは早くに廃業し、残りの大半は、契約期間の終了とともに廃業したものと思われる⁽⁴⁷⁾。

たしかに、娼婦は性産業に参入するにあたって固定費用（fixed cost）（評判上の損失 reputational loss）を負うため、多くの娼婦は再登録するはずであるとも考える。つまり、一度娼婦として働けば固定費用は埋没（sink）してしまうので、収入が一定しているのであれば、多くの娼婦にとって性産業にとどまった方が利益なはずであった。しかし、娼婦の収入は年齢を重ねるにしたがって減少していったのである（草間：207）。その結果、再登録する価値があると考えたのは、最も稼ぎが多く、仕事への抵抗の小さかった少数の娼婦たちだけであった。残りの大半は廃業したようであり、そのことから、彼女らは娼婦の仕事を、以前よりも賃金が低くなってまで続けるのに値する仕事だとは考えなかったといえそうである。

4 支配と信用供与

なぜ抱主と娼婦が長期間の芸娼妓（奉公）契約を用いたのかを説明するため

に、現代の学者は債務奴隷の他に、2つの仮説を提示する。第1は、その契約によって抱主は娼婦を支配することが可能になったからという仮説と、第2に、信用 (credit) を必要とする農民が、その契約によって借金をすることが可能になったからという仮説である。たしかに、芸娼妓契約によって実際に信用供与がなされ、実際に娼婦が束縛されることが多かったとしても、どちらのテーマも、なぜ許可を受けた売春宿と娼婦がそのような契約を広範に用いたのかの適切な説明にはなっていない。

(1) 支配

抱主が娼婦を支配するために芸娼妓契約を使ったのだとすれば (例、川島 1951)、それは直接的な方法の選択でもないし、まして、最も効率的な手段の選択でもなかった。AがBに多額の預金をしたとしよう。BはAの現金を持っているので、BはAを束縛することができる。現金を引き渡すことによって、AがBに対して弱い立場に立つのである。AがBに対して支配力を得るのではない。銀行のことを考えてみよう。銀行は借主に融資をすると同時に、借主の事業に支配力を行使する。しかし、銀行は融資をすると立場が弱くなるからこそ、それと引き換えに支配力を獲得するための取引をするのである。融資をすることによって支配力を得られるから融資をする、ということではない。同様に、娼婦に数年分の賃金を前払いすることによって、売春宿は、娼婦に対する約束を守らざるを得ない立場に立たされるのである。その逆ではない⁽⁴⁸⁾。

より根本的には、もし抱主が娼婦を支配しようとしたのであれば、はるかに直接的で強力な方法が他にあったのである。最も明らかなのは、抱主は娼婦たちに売春宿に (たとえば収入の一部を) 預金させることができたことである。ところが、彼らがやったのはその逆で、自分たちが娼婦に預金したのである。〔娼婦に〕保証金の支払いを要求することの前例には事欠かなかつたはずである。たとえば、当時の繊維工場の中には、従業員の賃金の一部を常に保留しているところがあった。従業員は契約期間を勤めあげて、初めて保留されていた額を受け取ることができたのである。もし契約に違反すれば、彼女らはその額を失った (村上 1971 : 135)。アメリカの年奉公人も同様に、奉公期間の終了時に「自由報酬 (freedom dues)」と呼ばれる、多額の一括払いを受けていた (Engerman 1986 : 268-69)。奉公人が契約で定めたことをきちんと完了して初めてその報酬を支払うことによって、雇い主は奉公人に対して、辞めたり怠

けたりしないインセンティブを与えていたのである。日本の抱主が被用者を支配しようとしたのであれば、そのようなシステムを使うことは難しくなかったはずである。しかし、そのようなシステムが使われることはなかった。

(2) 信用供与

娼婦が信用の供与を得るために芸娼妓契約を用いたという考えの方が、より理に適っている。世界的な不況、凶作、繊維市場の暴落のために、おそらく戦前の日本の農家は食べる物にも困っていたと思われる。譲渡できる財産を持たないために、何も売ることができなかった。担保として提供できる財産も持たないために、借金をする方法もなかった。他に現金を入手する手立てがなく、女性は身売りをし、親は娘を売ったのである。言い換えれば、農家は信用市場の失敗を克服するために芸娼妓（奉公）契約を用いたというのである。一見、この仮説は成立するかのように見える。また、それが正しければ、売春以外の分野での奉公契約と整合的に、芸娼妓（奉公）契約を説明することができる⁽⁴⁹⁾。

信用供与を求めた農家に対して売春宿が信用を供与したことは疑いないが⁽⁵⁰⁾、信用市場の失敗によっては、なぜ売春宿と娼婦が長期間の芸娼妓（奉公）契約をそれほどまでに広範に用いたのかを説明できない。第1に、上述した通り、裁判所は長期間の稼働契約を強制することを拒絶したのである。そのため、芸娼妓契約は金銭消費貸借契約を強制する他の手段（担保、保証など）の代わりにはならず、基本的な信用市場の失敗を緩和しえなかったはずである。売春宿がある女性を1,200円の前借金で抱え、2カ月後には彼女が廃業を望んだとしよう。その場合、消費貸借契約に基づく請求をすることは可能だが、その女性を法的に強制的に働かせることはできない。裁判所が稼働契約の強制を拒んでいるために、芸娼妓契約は無担保融資とその安全性において大差がなかったのである。結果的に、抱主は差し押さえることのできる財産を持つ家族からしか娘を抱えようとしなかった(Murphy: 119, 132)。他のところから融資を受けるために必要な財産を持たない家族は、娘が芸娼妓奉公の口をみつめることができると期待すべき理由を持たなかった。1896（明治29）年に大審院が稼働契約を無効としたことは、明らかに、最も貧困な女性たちが現金を入手するために芸娼妓（奉公）契約を用いることの妨げとなったのである⁽⁵¹⁾。

第2に、多額の融資が必要なために農家が長期契約を求めているのだとすれ

ば、農家は許可された売春宿や芸者置屋以外の雇い主に対しても同じ要求をしていたはずである。しかし、長期の奉公は、売春宿や置屋以外では稀だった。たとえば、戦前の日本における女性の最大の雇い主である繊維会社をみてみよう。繊維会社は1925（大正14）年に全部で751,000人の女性を雇傭し、ひとつの工場あたりの平均労働者数は69人であった（福岡地方職業紹介事務局：55）。それと対照的に、売春宿の最頻値（mode）は、抱えている娼婦がわずか6人、芸者置屋の最頻値は芸者が1人というものであった⁽⁵²⁾。したがって、繊維会社は、売春宿や芸者置屋よりもより効果的に信用リスクを分散させることができたはずである。そうすれば、信用供与と数年分の労働を交換しようと思っている農家にとって、繊維工場の方が売春宿よりもより受け入れやすかったはずである。しかし、実態はそうではなかった。工場が前借金を提供した場合には、それは比較的短期の契約期間で、比較的小額の前借金だったのである——労働者の旅費と引越費用をまかなうには十分だったと思われるが、おそらくそれを大きく上回る額ではなかったであろう。

たしかに、売春宿に奉公した女性は、他のところに奉公した女性よりも多額の前借金を受け取ったであろうが、それは他の肉体労働よりもセックスの方が払いが良かったからである。しかし、それだけでは、なぜ売春宿で長期の芸娼妓（奉公）契約がそれほどまでに一般的で、他のところでは稀だったのかを説明できない。性産業なら高賃金[・]が得られるからといって、それが最下層の女性の大多数が娼婦になる誘因になったわけではないのと同じように、多額の融資があっても、それが信用の不足に悩む女性の大多数にとって娼婦になる誘因になることはなかったはずである。言い換えれば、もし信用供与が長期の芸娼妓（奉公）契約の動因なのであれば、さまざまな種類の雇い主がそれを提供していたはずなのである。そうであれば、信用の不足に悩む女性の中には、多額の前借金に魅かれて娼婦になった女性も少しはいたかもしれないが、ほとんどの貧しい女性が高賃金[・]にもかかわらず売春は避けたように、多くの女性を選択したのは、そこまでは堕ちていない職業と、その職業において貸してもらえ小额の前借金だったはずである。それにもかかわらず、長期の芸娼妓（奉公）契約は公娼の間ではほとんど普遍的といってもよく、芸者の間でも普通であったが、工場労働者の間ではそうではなかったのである⁽⁵³⁾。

5 信じられるコミットメント (credible commitments)

売春宿が娼婦に対して支配力を持ちたがったという仮説も、多くの農家が信用供与を必要としたという仮説も、抱主と娼婦が長期の芸娼妓（奉公）契約を用いることが、なぜそれほどまでに多かったのかについて、満足のいく説明を与えない。そこで、以下では、彼らが芸娼妓契約をしたのは、(a)「信じられるコミットメント (credible commitment)」の必要性 (Williamson 1983, 1985: Chapters 7 & 8; Lee & Png参照) と、(b)法的コストの効率的配分に関連する理由からであった可能性を検討する。

(1) 契約締結時の問題

性産業に参入しようとする女性は、ここで取り上げるべきいくつかの問題に直面した。第1に、産業に参入することによって、自分と家族の名をひどく穢すことになる。このスティグマのために、女性がこの職業に就くのは、予想される総収入がこの「評判上の損失 (reputational loss)」を少なくとも補償するに足る場合に限られた。もちろん、その損失の過大評価もありえる。他の条件が同一であれば、その損失の最も小さい女性たちが、最も多くこの職業を選んだはずだからである。現に、ある調査（稼働契約に違反して廃業した300人の公娼を対象としたもので、無作為に抽出された標本 (random sample) ではない）は、元娼婦は必ずしも社会から見捨てられていたのではないことを示している。29%が親元に戻り、12%が女工となり、5%は会社員としての職を見つけ、残りの多くは看護婦手伝などのような「正業」についてのである⁽⁵⁴⁾。しかし、当時の文献のほとんどは、娼婦は芸者として許可を受ければかろうじて敬意を払われたとしても、それ以外であればそのような評価を全く諦めてしまったとする。世紀の変わりめのある洞察的な（そして、一般的には道徳的な主張をすることの比較的少ない）東京の観察者が、日本の資料を引用しつつ、おそらくは一般的な了解と思われることをうまく捕らえている。すなわち、元娼婦は「貞操の徳に反し、若さの華を悪徳の生活の中で浪費し、女性としての嗜みに慣れていないために、彼女らの将来は決して明るいものでも確かなものでもなかった」(de Becker: 248)。

第2に、娼婦になろうとする者は、その産業でいくら収入を得られるかについて信頼できる情報をほとんど持たなかった。そのうえ、スティグマは産業

に参入することによって付着したので、それらの女性には自分の市場「価格」を知る簡便な方法はなかった。そして老化の過程の不確実性ゆえに、自分の現在の価格を知っていたとしても、その後それがどれだけ速く下落するか、知る方法はなかった。

第3に、娼婦になろうとする者は、自分の人的資本を分散させることができなかった。それらの女性にとっては、自分自身が最も価値ある財産であり、それは生じうるリスクを簡単に分散させることのできない財産だったのである。

他方、抱主は別の諸問題に直面した。抱主にとっては情報とリスク分散が問題なのではなかった。第1に、抱主は性サービスの市場について、新人よりもはるかに良質の情報を持っていた。したがって、ほとんどの場合、新人の女性が自分の収入を予測するよりも正確に、その女性がいくら稼げるかを予測することができた。第2に、抱主は投資を分散させることができた。娼婦の人的資本に投資する（娼婦の数年分の労働力を買う）場合には、同時に複数の娼婦と契約することによって、投資リスクの多くを除去することができたのである。

それに代えて、抱主の問題は、信用性 (credibility) にあった。抱主は金銭を約束することによって若い女性を集めたいと願ったが、将来の収入についての自分たちの約束を信用できるものにするのがなかなかできなかった。なぜならば、抱主は、新人となるかもしれない女性の収益力についてその女性よりも良い情報を持っていたが、嘘をつくインセンティブも持っていたからである。彼らは女性に対して、確実なそして重大な評判上の損失を被ることを要求していたのであるが、それと交換に与える収入は、良くてもリスクが大きいものであったし、それを誇張する相当なインセンティブもあったのである。たしかに、女性のする投資は、特定の売春宿に固有のものではなかった。しかし、そのことはここでは問題ではない。一度抱主が女性の市場収益力を誇張して女性をこの産業に引き込んでしまえば、その女性は別の売春宿に移っても自分の立場を良くすることにはならなかったからである。

(2) 出来高払制 (piece-rate) と定額払制 (flat-rate) の契約

これら、情報の非対称性と約束の信用性の問題によって、抱主と新人との間で出来高払制（生産性に基づく）契約をする可能性が封じられた。出来高払制契約が可能であれば、それはこの産業の問題のひとつの基本問題を解決したであろう。すなわち、基本的には惨めな仕事に対して、いかに新人を勤勉にさせ

うるかという問題である。しかし、残念ながら、出来高払制契約は、新人が必要としている保証 (assurance) を与えるものではなかった。女性たちは、娼婦としての収入が他のところで得られる収入を上回る差額が、娼婦となることに伴うスティグマや恥辱を相殺するに足るだけの額であることを——産業に参入する前に——知りたいのである。それは、しかし、出来高払制契約では達せられないことであった。

定額払制の賃金も、この問題の解決にはほとんど役立たない。明らかに、それは娼婦たちに楽をするインセンティブを与えるものであるが、それは同時に、約定の賃金よりも収益の少ない従業員を解雇したり、生産性の比較的高い労働者も需要の落ち込んでいる時期には解雇する（あるいは賃金カットに同意しなければ解雇すると脅かす）インセンティブを抱主たちに与えるものであった。時間の経過とともに自分の生み出す収益が減るであろうことを娼婦は予想できるから（草間：207）、この問題は特に深刻であった。つまり、娼婦は自分が最初に被った評判上の損失を回収する機会がある前に抱主に解雇されるかもしれないという心配をしなければならなくなるのである。

(3) 期限付契約と契約締結ボーナス (sign-on-bonus)

娼婦は大きな初期固定費用 (initial fixed cost) を負うので、抱主はその固定費用の大部分を回収するのに十分な期間娼婦を雇備するという約束を信じられるものにできなければ、新人をうまく集めることができなかった。簡単にいえば、抱主は1日あたりの賃金の最低額保証だけでなく、総賃金の最低額保証も約束しなければ、新人を集めることができなかったのである。そのため、抱主は娼婦に賃金の最低額保証とは別に、最短契約期間も保証しなければならなかった。しかし、そのような期間保証があったとしても、信用性の問題は残る。抱主が一定の期間新人を雇うという約束を信じられるものにするためには、その新人の収益が契約した賃金を恒久的に下回ることになっても、抱主はその女性を雇い続けることを約束できなければならなかった。しかし、そのような約束を信じられるものにするのは、ほとんどの抱主にとっては簡単なことではなかった。

契約締結ボーナス (sign-on-bonus) は、信用性の問題をいくらかは緩和できたはずである。つまり、抱主は娼婦の評判上の損失の大部分を相殺するのに十分な額を前払いすることができる。しかし、そのような仕組みでは、娼婦にそ

芸娼妓契約

の額を着服して廃業し、競合する売春宿に移るインセンティブを与えることになる⁽⁵⁵⁾。抱主と娼婦が必要としていた契約は、最低限の総報酬パッケージを信じられるような形で約束しながら、同時に娼婦に辞めるインセンティブを与えないような契約だったのである。

(4) 芸娼妓（奉公）契約

芸娼妓（奉公）契約（IV 2 参照）は、これらの問題の多くを軽減するものであった。芸娼妓契約の下では、抱主は娼婦に日給の最低額、すなわち前借金と部屋代と食費を最長年期で除した額を保証した。それは娼婦に勤勉になる——すなわち早く廃業するために働く——インセンティブを与えるものであった。それは娼婦に、最低限の総報酬パッケージ——前借金と部屋代と食費——を保証するものであった。そして、〔中途廃業する場合には〕まだ返済していない前借金の残額を返さなければならないという条件によって、〔娼婦に中途で〕廃業したり転籍したりしないインセンティブを与えた。

それだけであれば、〔前借金を伴なう〕奉公契約でなくても、最低日給、成績に応じたボーナス、そして最短契約期間の保証を組み合わせることによって達成できる。しかし、芸娼妓（奉公）契約は、そのような仮説上の契約と、ある1つの決定的な点において違っている。芸娼妓（奉公）契約の下では、抱主は娼婦の収入の大部分を前払いしており、そのことによって紛争が発生した場合に法制度を発動させる負担を、自らに配分しているのである。

そして、紛争において法制度を発動させるコストを負担することに合意することによって、抱主の約束は信じられるものとなったのである。なぜなら、信用性は法的コストの負担から引き出せるからである。先の仮説上の最低日給・ボーナス・最短期間を定めた契約で紛争が生じた場合（例、抱主が契約に背いて約束した賃金を支払わない場合）、約束された賃金を回収するために法機構を発動させなければならないのは娼婦である。これは、抱主が約束された報酬を全額支払っていないからである。対照的に、芸娼妓（奉公）契約の下で紛争が生じた場合、法制度を発動させなければならないのは、すでに娼婦の3～6年分の賃金を支払ってしまっている抱主である。結果的に抱主は、約束した賃金を娼婦に前払いしようとすることによって、その報酬を支払うという約束を信じられるものにしたのである。法制度の利用が無料であれば、前借金を用いても信用性が増すということはない。しかし、法制度の利用は無料ではないの

である。日本においても、アメリカにおいても、「占有は9分の強み (possession is nine parts of the law)」である。ほとんどの農家にとって法制度はよく分からない、恐れ多いものであったろうから、彼らに対して信じられる約束をする最も直接的な方法は、即金で前払いすることであった。

また、芸娼妓（奉公）契約によって抱主の約束が信じられるものになっただけでなく、法制度を発動させるコストが効率的に配分されたことにも注意を要する。当事者は一般的に法の影の下で交渉する (bargain in the shadow of the law) ことを想起されたい⁽⁵⁶⁾。そのため、紛争が起これば、抱主か娼婦かのどちらかが法制度を発動させる（または発動させると脅かす）ことになる。したがって、効率的な取引は、最も安価に法制度を発動させることのできる当事者にその負担を負わせるような取引である⁽⁵⁷⁾。ほとんどの抱主は繰り返しプレイヤー (repeat player) であるから、司法機構を扱うのに必要な情報と法的能力に投資することができた。対照的に、娼婦とその親の大部分は教育も知識もなく、単発的プレイヤー (one-shot player) であって、抱主と比較して、法制度をどのように使えばよいかを学習することがコスト面で効率的なことはあまりなかった。このコストの非対称性ゆえに、当事者たちはコース (Coase) が予測したことを行った。すなわち、取引費用（ここでは法制度を活用する費用）を最も安価に負担することのできる当事者に、それを負担させているのである。芸娼妓契約の下では、娼婦が契約に背こうとすれば、抱主は借金を回収することができた。しかし、抱主は契約に背こうにも、娼婦はすでに現金を手に入れているのである⁽⁵⁸⁾。

IV 註

- (28) 実際に行われていた契約については、伊藤 (221-28)、斎藤、草間 (170-204)、中央職業紹介事務局 (392-400) 参照。
- (29) 村上 1972 (50) 参照。似た説明は、たとえば山本 (391-92)、米倉59号 (41)、吉見 (31-36) にもみられる。これらの叙述を「証明する」ために、廃娼論者たちは、契約に違反して廃業した娼婦たち——無作為に抽出された標本 (random sample) ではなくて——を対象とした調査に依拠する。たとえば、伊藤 (301-07) 参照。
- (30) 借金を完済するまで働くという契約書の例として、伊藤 (227)、草間 (170-78) 参照。また、たとえば、大判明治35年2月6日民録8輯2巻18頁、20頁、伊藤 (230-31) (債務超過の娼婦の4か月間の収入と支出)、

- 伊藤 (301-07) (複数の標本において娼婦の借金が増えていったとする廃娼論者のデータ)、中央職業紹介事務局 (428-32) (多額の支出)。
- (31) 1925 (大正14) 年に調査対象となった6,603人の前借金のある芸者のうち、1.5%が1年契約、4.6%が2年契約、29.0%が3年契約、28.5%が4年契約、13.9%が5年契約、22.5%が6年以上の契約をしていた。中央職業紹介事務局 (414) および草間 (214-15) 参照。
- (32) 中央職業紹介事務局 (412-13) (別の調査も平均は955円という結果を示す) 参照。草間 (205-06) も参照。最頻値は1,000~1,200円であった (草間:215)。
- (33) この契約は「丸抱え」の契約として知られ、性を売った芸者の間では最も一般的な契約であった (草間:5)。東京の全芸者の約60%がこの契約類型を用いた (同上:5)。その他の芸者契約の類型も含め、副見 (237-43)、樋口 (45-50)、草間 (2-5) 参照。
- 両親への支払いと引き換えに、娘が芸者置屋の「養子」となることもあったが、裁判所は一貫してそのような養子縁組を無効としていた。たとえば、東京控判大正2年10月9日新聞907号24頁、東京地判明治45年7月5日新聞802号17頁参照。
- (34) 中央職業紹介事務局 (414-15) (公娼の79.4%は6年間の奉公契約をした) および草間 (211) (公娼の73.0%は6年間の奉公契約をした) 参照。これ以上長期の契約は認められなかったようである。伊藤 (220) 参照。
- (35) 副見 (70) 参照。最頻値は1,000~1,200円であった。中央職業紹介事務局 (412-15) (2つの調査を引用し、1925 (大正14) 年の平均を1つは1,222円とし、もう1つは1,018円とする。) および草間 (206) (同上) も参照。当初は、衣類、ふとん、生活雑貨、紹介業者への手数料などの費用として200-300円を差し引く慣行〔不身金〕があったが、やがて、親または娼婦が前借金を全額受け取り、追加的に先の費用を借りるというシステム〔帳貸〕に産業全体が移行した (草間:213)。不身金で準備した物の典型的な価格につき、草間 (260-63) 参照。紹介業者の平均的な料金は、1926 (昭和1) 年には前借金の8.5%であった (中央職業紹介事務局:400)。
- (36) 總監官房文書課統計係 (96) (収入の総計のデータ)、副見 (97-99, 220) (契約期間)、大久保 (246-47) (同上)、草間 (283) (同上)、伊藤 (229) (稼高の配分)、副見 (115-16) (費用) 参照。
- (37) たとえば、Murphy 参照。de Becker (186-88) (詐欺的な簿記) も参照。しかし1928 (昭和3) 年には、廃娼論者の中にも、借金を完済していなくても公娼が契約期間終了前に廃業することは比較的簡単になっていったとする者がいたことには注意を要する。そのような廃娼論者は、無許可の売春宿の場合についてのみゴロツキの危険を指摘していた。石島

参照。

- (38) 数字はすべて總監官房文書課統計係(96, 98)による。草間(227-28)(同じ数字)参照。
- (39) 社會事業研究所(53)参照。数字は12~18歳の者を対象とし、1935(昭和10)年のものである。比較のために挙げれば、工場労働者の平均的な1日の賃金(成人の男女)は1925(大正14)年には1.75円で、1935(昭和10)年には1.88円であった。日本銀行統計局(68)参照。
- (40) 日本銀行統計局(60, 68)(1日1.746円で27日間; 1925(大正14)年)参照。1926~1927(昭和1~2)年に、日本の労働者階級の家計は、支出の40%を食費にあて、16%を住居費にあてていた。内閣統計局(353)参照。政治経済研究所(7)(1930年代半ばについての近似のデータ)も参照。1926(昭和1)年には、男性は工場労働で1日2.35円を得、女性は1日0.96円を得ていた。労働省婦人少年局 1952(14)参照。内閣統計局(130)(男性2.10円、女性0.88円; 1924(大正13)年)も参照。
- (41) データは副見(122-23)による。中央職業紹介事務局(433)および草間(280)も参照。芸者についてもほぼ同じことがいえる。1926(昭和1)年に、追借金のある東京の2,554人の芸者を対象に行われたある調査によれば、63%が200円以下の追借金、22%が200-400円の追借金であった。1,000円以上の追借金のあった者は、わずか0.7%であった。草間(258-59)参照。
- (42) 明治33年10月2日内務省令第44号第1条(最低年齢)参照。表2の典拠である副見は、18~20歳の間の年齢分布の内訳を示していない。しかし、1925~26(大正14~昭和1)年のある10カ月間に、494人の女性が公娼として新吉原地域で登録している。これらの女性の、24%が18歳、17%が19歳、13%が20歳、14%が21歳、7%が22歳、6%が23歳、5%が24歳、5%が25歳、そして10%が25歳を超える年齢であった(上村1929:545-46、草間:122-23参照)。これらの登録率を用い、20歳より前に廃業する者はいないと仮定すれば、(きわめて大雑把に)表2にあらわれた18~20歳の1,104人の女性の内訳を、18歳が223人、19歳が380人、20歳が501人と推計することができる。
- (43) 他の資料もこのデータを裏付ける。草間(136-38)参照。売春は20代前半の女性が数年間だけ従事する過渡的な職業であったという考えは、他の社会の売春の研究とも合致するものである。Walkowitz(19)およびHobson(86-87)参照。それはまた、他の職業に就く日本人女性の経験とも合致する。たとえばSaxonhouse(98)は、戦前の日本の繊維工場で働く女性は、平均して2年間しかそこで働かなかったという。
- (44) 伊藤(208-11)参照。5,734人の公娼を対象にした別の調査では、29%が1年未満、36%が1、2年目、26%が3、4年目、8%が5、6年目、

そして7年以上働いているのは2%である(草間:281)。

- (45) 山本(388)参照。伊藤(211-13)は、主に1923(大正12)年のデータを用いながら、方針を示さずに他の年のデータも混ぜているために信頼性がやや劣るが、彼によれば、1年に13,500人が登録し、11,000人が登録を抹消をしたという。上村(62, 184-87)によれば、大阪での新規登録の1/3は、本当の意味での新人ではなくて、主に他の街から移ってきた娼婦か、新しい奉公契約の下に再登録した娼婦であるとする。もし、上村に従って、山本のいう18,800人の登録者の1/3が本当の新規登録者ではないとすれば、この産業の1年間の回転率は約1/4ということになる。一般的に、借金を残して自由廃業をする公娼は、わずか1%程度にすぎなかった(伊藤:211-13)。
- (46) 一般的にいわれているほどには売春宿が娼婦を搾取していなかったということは、われわれにとって全くの驚きというわけではない。何よりも、売春宿は競争的な市場における繰り返しプレイヤー(repeat player)だったのである。娼婦を比較的公平に扱うという評判(reputation)を形成できれば、彼らはより安価に新人を集めることができる。なかには、地方警察署が認可した標準契約書を用いることによって、新人を安心させる宿もあったのである。大判昭和13年11月22日新聞4355号7頁、8頁参照。
- (47) 大阪の公娼を対象とした調査で、上村(62, 184-87)は、年間18,800人の登録者のうち、1/3は再登録であったとする。別の調査は、契約期間が終了した公娼が私娼として働く例はごく少数であるとする(副見:147)。
- (48) 娼婦が中途廃業した場合の違約金を定める契約もあったが、裁判所は、そういう違約金条項を強制しないことが多かった。中には、そのような条項こそが、金銭消費貸借契約全部を無効とする理由でありうるとする判決もあったのである。たとえば、大判大正10年9月29日民録27輯1774頁、1780-81頁参照。
- (49) たとえば、Cloud & Galenson, Emmer, Feeny, Galenson, Grubb 1985, 1988, Popkin (54) 参照。しかし、信じられるコミットメント(credible commitment)(後述、IV 5)の必要性が、国際的移民における奉公契約の使用の説明を助けることができるかもしれないことに注意。労働者は別の国に移転するための固定費用を支出しており、紹介人の方はその国における機会について優れた情報(そして嘘をつくインセンティブ)を持っていた。その結果、紹介人は移民することの便益についての約束を信じられるものにするために、労働者の賃金の大きな部分を前払いしていたとも考えられるのである。
- (50) 所轄警察署で娼婦として登録する場合、女性はその理由を述べること

を要求され、ほとんどは貧困と答えた。しかし、このことは何も意味しない。彼女らが別の理由を書けば、警察は登録を不許可としたからである。中央職業紹介事務局 (390) および草間 (32-33) 参照。それでも、ほとんどの娼婦は実際に下層階級の出身であったようである (草間: 47-75参照)。

- (51) たしかに、廃娼論者たちは、女性が契約に違反して廃業しようとするのを、ゴロツキや汚職警察官が暴力によって阻止したと主張することがある。たとえば、伊藤 (308) 参照。しかし、ここで若干の注意が必要である。第1に、抱主が女性を売春宿に6年間ずっと居続けさせるために芸娼妓契約を操作したということはなく、むしろ多くの女性に2、3年で廃業するのを許していたことが証拠によって示されている。少なくとも女性が前借金を返済すれば、抱主は法律に従っていたようである。前述IV 3参照。第2に、抱主がこれらの非法な手段で芸娼妓契約を強制することができたのであれば、(司法制度へのアクセスには疑問のある) 無許可の売春宿も同じく〔前借金を〕提供していたはずである。しかし、実際には、無許可の売春宿が前借金の提供をすることはほとんどなく、仮に提供したとしても、それは許可を受けている売春宿よりもずっと小さな額であった。中央職業紹介事務局 (413)、警視庁 (509-10)、草間 (216-17) 参照。第3に、1920年代までには、公娼が契約条項に反して廃業することは比較的容易になっていたと、他の廃娼論者が報告している。これらの廃娼論者は、ゴロツキの危険は無許可の(したがって非法の)娼婦についてのみ述べているのである。石島参照。
- (52) 副見 (50-51, 203-04) (東京のデータ) 参照。東京では、娼婦が1人だった売春宿は4軒であり、最大の売春宿2軒にはそれぞれ21人の娼婦がいた。売春宿の66%には4~8人の娼婦がいた (同上: 50-51)。また、10人以上の芸者のいた芸者置屋は東京ではわずか2軒であった (同上: 203-04)。
- (53) Hane (175)、西村 (1026)、Sievers (63) は、奉公契約を用いる工場もあったという。しかし、他の実証的データ (empirical data) は、長期の奉公契約は産業労働者の間では普通ではなかったことを示している。第1に、1936 (昭和11) 年に調査された、12~18歳の労働者1,077人 (全産業の横断的統計) のうち、前借金について知っていたのはわずか59人であり、400~500円の前借金を負っていたのは、(最高額の) 1人だけであった。男性の前借金は、すべて100円未満であった。社会事業研究所 (45, 49)、福岡地方職業紹介事務局 (40)、末弘 (4) 参照。第2に、田村 (38-39) によれば、1951~1952 (昭和26~27) 年の間に奉公契約で働いている全労働者のうち、63%が純粹の売春に従事し、8.1%が旅館、貸席〔売春宿〕、特飲店、芸者置屋などの女中となり、8%は農業に従事、

3.8%は工具、3%は芸者、3%は特殊喫茶店女給や酌婦、2.9%は子守であった。神崎(99)および労働省婦人少年局 1953(74, 付録74)も参照。第3に、前借金のある女性についての1930年代初めのある調査によれば、平均前借金は公娼が900円、芸者が800円、酌婦が400円、工具が130円であるという(社会局庶務課調査係:159)。第4に、Fruinは、明治期までの数世紀にわたっての、定常的な奉公人の減少傾向を慎重に記録している。

- (54) 伊藤(494-95)。Garonの優れた研究は、元娼婦の多く(42%)は親元に戻ったこと、そして、多く(2/3)がやがて結婚したことの証拠について議論している(19)。
- (55) ただし、芸者置屋はクリアリング・ハウスを組織し、それを通して、別の芸者置屋との契約に背いた芸者を抱えないという合意を互いに強制していたことには注意を要する(中央職業紹介事務局:392)。
- (56) Mnookin & Kornhauser, Ramseyer & Nakazato 参照。娼婦は、自分たちの法的権利についての情報を、他の娼婦からの口コミで受け取るだけでなく、廃娼論者からも得たであろうことに注意を要する。1890(明治23)年から1940(昭和15)年の期間の大部分において、様々な廃娼論者が熱心に娼婦に廃業を勧めていた。その過程の詳しい叙述がMurphyにある。また、廃娼論者の雑誌『廓清』などにも定期的にそのような記述が載った。
- (57) 訴訟が稀であったとしても、それでも最も安価に裁判所に訴えることのできる当事者に提訴の負担を負わせることが効率的であった。なぜならば、それは紛争をめぐる交渉における事後的機会主義(ex post opportunism)の起こりうる範囲を狭めるからである。
- (58) 報酬の不払で置屋を娼婦が訴えた事件は3件しか見出せなかった(すべて芸者のケースである)。また、親または保証人が、芸者置屋(または売春宿)による(娼婦が契約に反して廃業したことに基づく)財産差押に異議を申し立てた事件を7件、置屋や売春宿が、娼婦またはその親や後見人を借金の返済がないことを理由に訴えた事件を12件見出した。もちろん、公判裁判例が代表的な例だというわけではない。

V フィナーレ

1957(昭和32)年までに、永く続いてきた商売としてのセックスの合法的市場は消えた。1945(昭和20)年に、ダグラス・マッカーサーとその助言者たち

が、日本政府に戦前の公娼制度の廃止を命じ、改革を始めたのである⁽⁵⁹⁾。その10年後、最高裁は芸娼妓契約のうちの前借金契約の部分を無効と〔し、不法原因給付として不当利得返還請求も認めないと〕することで、このプロセスをさらに押し進めた（最判昭和30年10月7日民集9巻1616頁）。1896（明治29）年以来、前借金のある娼婦は合法的に自由に廃業することが許されていたが、戦前の判例では、廃業すれば本人またはその保証人は金銭消費貸借契約上の責任を負っていた。それが〔この最高裁判決によって〕、前借金のある娼婦は、その借金からも自由になることができるようになったのである。とどめは、そのすぐ後に来た。最高裁判決から1年もたたずに、廃娼論者が売春を禁止すべきだと国会を説得することに成功したのである（売春防止法（昭和31年5月24日法第118号））。売春はいまでも続いている。しかし、それはもはや非合法なのである。

V 註

(59) Oppler (158) 参照。昭和21年2月2日内務省令第3号、昭和21年2月2日内務省警保局公安発甲第9号〔公娼制度廃止に関する内務省警保局長通牒〕、昭和22年1月15日勅令第9号〔婦女に売淫をさせた者等の処置に関する勅令〕。

VI 結 び

12世紀フランスのトゥールーズ(Toulouse)においては、公的な売春宿は現地の大学と利益を折半した(Shadwell)が、日本ではそうはならなかった。日本の売春宿が学者の支持を取りつけようとしたことはなかったし、支持を得たこともなかった。逆に、農家の女性を「奴隷にする」ものとして、学者は一貫して売春宿を批判しつづけた。芸娼妓契約は、学者たちの語る物語の中で重要な役割を果たした。貧困で教育もない農民は、知らないうちに芸娼妓契約を承諾してしまい、それによって抱主は娼婦を性の奴隷にまで貶めたというのである。

しかし、これらの物語は娼婦たちを正当に評価していない。最も悲惨な状況におかれた農家が示した工夫を、大幅に過少評価しているのである。売春は厳しい仕事であったが、ほとんどの抱主は芸娼妓契約を操作して娼婦をいつまでも働かせ続けることはできなかつたのであり、娼婦のほとんども奴隷にはな

芸娼妓契約

らなかつたのである。そうではなくて、公娼は一般的に6年間の芸娼妓契約で登録をし、(彼女らにとっては)高額の収入を得たのである。娼婦の多くは3年から4年で借金を完済し、早く廃業したのである。残りのほとんども、契約期間の満了とともに廃業した。

この世界においては、前借金が雇傭市場の存在を可能ならしめた——高収入の約束があっても、この産業に初めて参入する女性はそれを信用してよいか分からなかつたからである。女性たちは、この職業につけば自分と家族の社会的地位に傷がつくこと、抱主のなかには娼婦が稼げる額について嘘をつくインセンティブを持つ者がいること、そして、ほとんどの抱主は自分よりも容易に法制度を発動させることができることを知っていた。まさしく、提示された額を稼げるのかどうか分からないからこそ、芸娼妓契約が都合がよかつたのである。芸娼妓契約によって、抱主は娼婦のスティグマを補うのに十分な総収入を約束することができ、前払いによって約束を信じられるものにするのができ、そして法制度を発動させるコストを自ら負うことができたのである。

本稿の主張は、公娼制度や、年期奉公が必ずしも「日本にとって良かつた」という点にあるのではない。また、全体的に、農家の女性が合法的な売春市場の存在によって利益を得たという点にあるのでもない。先述したように、そういった論点は本稿の射程外にある。本稿の主張は、より限定的なものである。すなわち、女性がこの産業に参入することによって受ける大きなスティグマに鑑みれば、他のところで得られる賃金よりもずっと高い賃金を得ることができるという保証がなければ、女性は売春宿で職に就くことを躊躇した(そして多くの親は売春宿に娘を送ることを躊躇した)という点にある。芸娼妓契約は、その保証を提供するものだったのである。

〔訳者あとがき〕

本稿は、J. Mark Ramseyer, "Indentured Prostitution in Imperial Japan: Credible Commitments in the Commercial Sex Industry," 7 *Journal of Law, Economics, & Organization* 89-116 (1991) に若干の修正を加えて訳出したものである。本誌への翻訳の掲載を快諾されたラムザイヤー教授と、Oxford University Press に感謝したい。とくに、ラムザイヤー教授には訳文と本あとがきに目を通していただき、貴重なコメントをいただいたことも感謝しなければならない。もち

ろん、訳責および本あとがきの文責が訳者にあることはいうまでもない。なお、訳文中の〔 〕内は、訳者による補充である。

訳出の主たる目的は、そのアプローチの紹介にある。ラムザイヤー教授は、その著書『法と経済学——日本法の経済分析——』^(a)、とくにその第4章、第5章において、繰り返しゲーム (repeat game) における協力的関係の維持の構造を検討している。すなわち、法制度に依存しない契約の自律的強制 (self-enforcement) (=協力) の構造を理論的に検討する第4章に続いて、第5章ではその実証的検討を行う (もともと、日本のメイン・バンク制度を素材としたその検討は、結論として法制度による自律的強制の補充を強調するものとなっている)。今回訳出した論文は、そのような繰り返しゲームではなくて、単発ゲーム (one-shot game) における契約の自律的強制の構造 (および法制度によるその補充) の各論的検討として位置づけられる。

契約実務 (契約行動) が多くの場合において法的強制に頼ることなく行われており、法ルール (legal rule) の活躍する場面が意外に狭いということは、近時しばしば指摘されることである。伝統的には、法ルールに従わない契約行動は日本人に特有な行動様式であり、克服されるべき前近代的なものとして理解されていたが^(b)、アメリカのビジネスマンを対象とした Stewart Macaulay の経験的研究^(c)の影響が浸透するに従い、最近では法的強制に頼らない契約の強制 (enforcement) は普遍的な現象であるとの主張が有力になされるに至っている^(d)。そして、法ルールの果たす役割が契約の強制という場面において大きくない——法的強制が稀——とすれば、裁判規範としての法ルールの研究に代わって、契約の自律的強制に対して与える法ルールの影響 (法ルールの行為規範的側面、契約 (再) 交渉の法的環境) が重要な研究課題として浮かび上がってくる^(e)。契約の自律的強制構造の解明は、そのために必要不可欠な前提作業である。

契約の自律的強制構造の解明の試みは、まず経済学で始まったが^(f)、そこで注目されたのが、交渉理論やゲーム理論におけるコミットメント (commitment) の戦略であった。交渉理論の分野では、コミットメントは、交渉力 (bargaining power) を獲得・行使する方法として位置づけられる。たとえば価格交渉において、買主は価格についての自分の提案 (「これ以上の金額では買えない」) が最終提案 (final offer) であることを——それが真であれ偽であれ——売主に信じ込ませなければ、売主はその提案を受け入れさせることができない

(ただし、売主の最低受忍価格 (reservation price) が買主のそれよりも低く、交渉成立の余地があることを前提とする)。それを信じ込ませることによって、買主は交渉力を獲得するのである。たとえば、ある家を20,000ドルまでなら出して買ってもよいと思っている買主が、「16,000ドル以上は出せない」と売主に告げた場合、それだけでは売主がそれを信じるかどうかは不確実である。しかし、買主が同時に「16,000ドル未満で買えるかどうかについて第三者と賭をしていて、負ければ5,000ドルを第三者に支払わなければならない」ということを証明すれば、売主は16,000ドルという提案を最終提案として扱わざるを得なくなり、買主が交渉力を獲得・行使したことになる^(g)。

一方、ゲーム理論では、ゲームにおける協力的戦略 (cooperation) をプレイヤーに選択させるための手段としてコミットメントを位置づける^(h)。芸娼妓契約のゲームに適合的な「囚人のディレンマ」のモデルで考えてみよう (表A参照)。表Aにおけるゲームの解

表A 芸娼妓契約の囚人のディレンマの利得行列

(ナッシュ均衡) は、売春宿も娼婦も非協力的戦略 (defect) を選択する左上のセル (0, 0) である。このような戦略選択になるのは、プレイヤーの双方が相手が協力するかどうか分からず、相手が非協力的場合に

		売春宿の戦略	
		非協力	協力
娼婦の戦略	非協力	(0, 0)	(20, -10)
	協力	(-10, 20)	(10, 10)

()内の数字の、左側が娼婦、右側が売春宿の利得

における自らの効用を最大化しようとするからである。しかし、ここで売春宿が娼婦に対して、自分は協力するということを信じさせること (=信じられるコミットメント (credible commitment) の獲得) ができれば、右上 (20, -10) または右下 (10, 10) のセルの戦略が選択されることになる。娼婦の効用は右上のセルにおいて最大の20となるが、ラムザイヤー教授の説明によれば、売春宿は安価に法制度を発動させることができるから、娼婦は契約をしまえば法的に協力的戦略を強制され、結果的に非協力的戦略はとれない。そのため、売春宿が信じられるコミットメントを獲得すれば、結果的に右下のセル、すなわち売春宿も娼婦も協力的戦略を選択することになる。このように、ゲーム理論におけるコミットメントは、囚人のディレンマを脱する (パレート改善) のための手段として位置づけられる。

それでは、このような信じられるコミットメントはどうすれば獲得できるのだろうか。ラムザイヤー教授の前掲著書は、繰り返しゲームの場合における

この問題を検討するものであり、「評判」と「繰り返し」に信用性 (credibility) の源泉を見出す。それに対して、本稿は単発ゲームにおける信用性の源泉を検討するものである。

なお、芸娼妓契約は継続的關係 (on-going relationship) ではあるが、それは単発ゲームに基づく継続的關係であって⁽ⁱ⁾、ゲームが繰り返されるメイン・バンク制度の場合とは異なる (売春宿は繰り返しプレイヤー (repeat player) であるが、特定の女性との取引は単発的である)。たしかに、継続的關係である以上、広義の再交渉が行われるであろうが、その再交渉ゲームは、それにおける協力を確保するために最初のゲームの戦略選択が変化するようなゲームではない。そもそも、売春宿は法制度を通して娼婦の協力を強制できるから、現在のゲームへの将来のゲームの影響という繰り返しゲームの特徴は欠けているのである。

ラムザイヤー教授が著書で検討する「評判」は、いわば、これから取引しようという者の間での信用性を創出するものであるから、繰り返しゲームだけでなく、単発ゲームにも共通する。しかし、ラムザイヤー教授の説明に従えば、芸娼妓契約では娼婦になろうとする者の側の情報不足のために「評判」のもつ信用性の源泉としての機能は大きくない。また、取引当事者間における信用性の源泉たる「取引の繰り返し」は、繰り返しゲームに内在的な信用性の源泉であるが、単発ゲームにおいては、そのような構造的・内在的な信用性の源泉は存在しない。したがって、単発ゲームにおいては個々の取引ごとの信用性の源泉を検討することが必要となってくるが、本稿は、その1つの試みである。前借金は、信用性の源泉だったのである。

このように、自律的強制の構造の解明は「交渉プロセスとして契約」「private ordering としての契約」の視点からは、契約当事者間の (再) 交渉の起点をさぐるという意味で重要な課題であるわけだが、この作業の重要性がより鋭鋭化して現れるのは、裁判所による保護 (法的強制 legal enforcement) を期待できない契約においてである。ラムザイヤー教授の説明方法によれば、最高裁の前借金無効判決 (最判昭和30年10月7日民集9巻1616頁) によって、芸娼妓契約はその強制の構造が崩壊したことになる (なお、労働基準法16, 17条参照)。しかし、それは芸娼妓契約あるいは売春稼働契約の消滅を意味するのでは決してない^(j)。芸娼妓契約あるいは売春稼働契約は、法的強制に頼ることなく暴力や麻薬などを背景とした自律的強制で生き続けているのである^(k)。

これらの契約の自律的強制の構造の解明は、その法的環境整備のための出発点を確定するための、すぐれて現代的な問題なのである。

- (a) マーク・ラムザイヤー『法と経済学——日本法の経済分析——』（弘文堂、1990）。書評として、小林秀之・エコノミスト1990年11月13日号97頁、浜田宏一・経済研究（一橋大学）43巻1号82頁（1992）があり、同書を中心に題材としたシンポジウム記録として、松村良之＝吉田邦彦＝古城誠「日本法の経済学的分析——ラムザイヤー『法と経済学』に寄せて」北大法学論集44巻1号（1993）がある。
- (b) 伝統的な理解を整理するものとして、内田・後掲注(d)NBL515号14～17頁参照。
- (c) Stewart Macaulay, *Non-Contractual Relations in Business: A Preliminary Study*, 28 AM. SOC. REV. 55 (1963); Macaulay, *The Use and Non-Use of Contracts in the Manufacturing Industry*, PRAC. LAW., Nov. 1963 at 13 に始まる。なお、より一般的に紛争解決基準としての法ルールの役割が小さいことを論じる近時の重要文献として、ROBERT C. ELLICKSON, *ORDER WITHOUT LAW: HOW NEIGHBORS SETTLE DISPUTES*, Harvard University Press 1991 がある。
- (d) その代表が、内田貴「現代契約法の新たな展開と一般条項(1)～(4)」NBL 514～517号（1993）である。
- (e) Stewart Macaulay, *An Empirical View of Contract*, 1985 WIS. L. REV. 465。当事者の行動に与える法ルールの影響は、ラムザイヤー・前掲注(a)に通底する問題意識である。他にも、Robert Mnookin & Lewis Kornhauser, *Bargaining in the Shadow of the Law: The Case of Divorce*, 88 YALE L. J. 950 (1979)、山本顯治「契約交渉関係の法的構造についての一考察——私的自治の再生に向けて——(1)～(3)完」民商法雑誌100巻2、3、5号（1989）、和田仁孝『民事紛争交渉過程論』（信山社、1991）、内田貴「契約プロセスと法」岩波講座『社会科学の方法VI 社会変動のなかの法』（岩波書店、1993）など参照。
- (f) 代表的な文献として、L. G. Telser, *A Theory of Self-enforcing Agreements*, 53 J. BUS. 27 (1980); Benjamin Klein & Keith B. Leffler, *The Role of Market Forces in Assuring Contractual Performance*, 89 J. POL. ECON. 615 (1981); Oliver E. Williamson, *Credible Commitments: Using Hostages to Support Exchange*, 73 AM. ECON. REV. 519 (1983) などがある。
- (g) THOMAS SCHELLING, *THE STRATEGY OF CONFLICT: WITH A NEW PREFACE BY THE AUTHOR*, Harvard University Press 1960, 1980 paperback ed., pp. 22-28 参照。本文に挙げたのは、*id.*, p. 24 にみられる例である。また、

- ラムザイヤー・前掲注(a)115頁の銀行取引停止処分の説明参照。太田勝造『民事紛争解決手続論』（信山社、1990）65頁以下も参照。
- (h) ラムザイヤー・前掲注(a)70頁以下、太田勝造「法律学のための『ゲームの理論』の基礎」法交渉学研究会＝小島武司編『法交渉学入門』（商事法務研究会、1991）など参照。法律学に対してもつゲーム理論のインプリケーションについては、拙稿「論文紹介」[1992-1] アメリカ法79頁、松村ほか・前掲注(a)152-54頁〔吉田〕など参照。
- (i) ①ゲームの回数に着目する単発的 (one-shot) ↔ 繰り返し (repeat) の区分と、②契約当事者間の距離 (arm's length 否か) に着目する個別的 (discrete) ↔ 関係的 (relational) の区分は区別すべきである。単発的＝個別的契約 (例、旅行先のガソリン・スタンドでのガソリン売買)、繰り返し＝関係的契約 (例、メインバンク制、結婚、企業) が存在するのはもちろん、単発的＝関係的契約 (契約的關係 contractual relationship) や繰り返し＝個別的契約も存在するように思われる。前者の例としては、芸娼妓契約の他、練り上げ型の契約成立形態を有する不動産売買 (池田清治「契約交渉の破棄とその責任——現代における信頼保護の一態様として——(5)」北大法学論集42巻5号 (1992) 1274頁以下参照)、後者の例としては、近所の八百屋で消費者が毎日野菜を買うこと (中田裕康「継続的売買の解消(1)」法学協会雑誌108巻3号 (1991) 382頁以下参照) が挙げられよう。
- (j) 椿久美子「公序良俗に関する我妻類型——その形成の背景と評価」法律時報64巻12号 (1992) 67頁が指摘するように、芸娼妓契約に関する判例は沿革上のものとなったが、最高裁の前借金無効判決がある以上、それが裁判例に登場しなくなったのは当然のことである。しかし、裁判例からの消滅は、芸娼妓契約の消滅には直結しないことに注意しなければならない。ここで逸話的データ (anecdotal evidence) を提示することはラムザイヤー教授の意に沿わないであろうが、1974 (昭和49) 年に、芸娼妓契約の存在が確認されている。朝日新聞昭和49年5月24日朝刊参照。この事件を担当した婦人相談員による記録として、兼松左知子『閉じられた履歴書——新宿・性を売る女たちの30年——』（朝日文庫、1990）230頁以下がある。門坂正人「主観的公序良俗と客観的公序良俗(2)——芸娼妓契約・現代売春稼働契約——」大阪経大論集200号 (1992) 49頁には、ホステスの前借金に関する那覇地判昭和49年1月29日 (判例集未登載) も報告されている。また、いわゆる「ジャパゆきさん」の前借金などによる拘束もしばしば報告されることである。たとえば、松田瑞穂「国際売買春の中の女性たち——タイ女性のケースを中心に」アジア人労働者問題懇談会編『侵される人権・外国人労働者』（第三書館、1992）91-93頁参照。

(k) 田村雅幸「売春の実状と対策」ジュリスト882号(1987)46-47頁。なお、総理府編『売春対策の現況』(ぎょうせい、1986)は、現代の売春にはかつての苦界のイメージはないとする説の根拠としてしばしば引用される実態調査を含むが、その調査方法に対する説得力ある批判として、座談会「売春・買春——『売春防止法』30年の現在をさぐる」現代のエスプリ230号(1986)16-17頁〔高橋喜久子、兼松左知子の発言〕、高橋喜久子「おわりに」現代のエスプリ230号(1986)220-221頁がある。現代の売春稼働契約が、「個人の自由の極度の制限」という側面を仮に持たないとしても、「売春」を根拠として公序良俗違反となることは疑いない。Cf. 幾代通『民法総則〔第二版〕』(青林書院、1984)208頁、211頁注(3)。したがって、自律的強制の構造の解明の重要性はますます高い。ところで、芸娼妓契約を「個人の自由を極度に制限するもの」として公序良俗違反とするのは、公娼制度の存在した当時書かれた我妻榮「判例より見たる『公の秩序善良の風俗』」法学協会雑誌41巻5号(1923)(同『民法研究Ⅱ総則』(有斐閣、1966)所収)に由来する伝統であるが、統計的記録を基礎とする本稿の解釈論上の直接のインパクトは、芸娼妓契約を個別に検討することなく——その実質は人身売買であるとして——一律にその公序良俗違反類型に含める立場(最近では、大久保憲章「前借金契約無効判決再考——一部無効と契約の解釈——」佐賀大学経済論集24巻3号81頁(1991)がそうであろうか)への疑問の提示ということになる(大審院は個別の検討を行っていたことについて、西村信雄「前借金無効の判決について」法律時報28巻1号(1956)96頁注(1)参照)。もちろん、それが裁判例に現れた個別の芸娼妓契約をその類型に含めることに対する批判ではないことはいうまでもない。

参考文献

I 英語文献

- Cloud, Patricia, and David W. Galenson. 1987. "Chinese Immigration and Contract Labor in the Late Nineteenth Century," 24 *Explorations in Economic History* 22-42.
- Coase, R. H. 1960. "The Problem of Social Cost," 3 *Journal of Law and Economics* 1-44. [邦訳、ロナルド・H・コース(宮沢健一ほか訳)「社会的費用の問題」『企業・市場・法』東洋経済新報社(1992)]
- Corbin, Alain. 1990. *Women for Hire: Prostitutes and Sexuality in France after 1850*. Cambridge: Harvard University Press. [邦訳、アラン・コルバン(杉村和子監訳)『娼婦』藤原書店(1991)]

- Dalby, Liza Crihfield. 1985. *Geisha*. New York : Random House. [邦訳、ライザ・ダルビー (入江恭子訳) 『GEISHA [芸者] — ライザと先斗町の女たち —』TBSブリタニカ (1985)]
- de Becker, Joseph Ernest. 1899. *The Nightless City, or the "History of the Yoshiwara Yūkwaku."* Yokohama : Z. P. Maruya and Co.
- Emmer, P. C., ed. 1986. *Colonialism and Migration : Indentured Labour Before and After Slavery*. Dordrecht : Martinus Nijhoff Publishers.
- Engerman, Stanley L. 1973. "Some Considerations Relating to Property Rights in Man," 33 *Journal of Economic History* 43-65.
- . 1986. "Servants to Slaves to Servants : Contract Labour and European Expansion," in P. C. Emmer, ed., *supra*, pp. 263-94.
- Feeny, David. 1989. "The Decline of Property Rights in Man in Thailand, 1800-1913," 49 *Journal of Economic History* 285-96.
- Fishback, Price V. 1986a. "Did Miners 'Owe their Souls to the Company Store' ? Theory and Evidence from the Early 1900s," 46 *Journal of Economic History* 1011-29.
- . 1986b. "Workplace Safety During the Progressive Era : Fatal Accidents in Bituminous Coal Mining, 1912-1923," 23 *Explorations in Economic History* 269-98.
- , and Dieter Lauszus. 1989. "The Quality of Services in Company Towns : Sanitation in Coal Towns During the 1920s," 49 *Journal of Economic History* 125-44.
- Fruin, William Mark. 1973. "Labor Migration in Nineteenth-Century Japan : A Study Based on Echizen Han." Ph. D. Dissertation, Stanford University. Ann Arbor. University Microfilms.
- Galenson, David W. 1984. "The Rise and Fall of Indentured Servitude in the Americas : An Economic Analysis," 44 *Journal of Economic History* 1-26.
- Gardiner, C. Harvey. 1975. *The Japanese and Peru, 1873-1973*. Albuquerque : University of New Mexico Press.
- Garon, Sheldon. 1991. "The World's Oldest Debate? : Prostitution and the State in Imperial Japan, 1868-1945," unpublished manuscript, Princeton University, Department of History.
- Grubb, Farley 1985. "The Incidence of Servitude in Trans-Atlantic Migration, 1771-1804," 22 *Explorations in Economic History* 316-38.
- . 1988. "The Auction of Redemptioner Servants, Philadelphia, 1771-1804 : An Economic Analysis," 48 *Journal of Economic History* 583-603.
- Hane, Mikiso. 1982. *Peasants, Rebels, and Outcastes : The Underside of Modern*

- Japan*. New York : Pantheon Books.
- Harsin, Jill. 1985. *Policing Prostitution in Nineteenth-Century Paris*. Princeton, N. J. : Princeton University Press.
- Hobson, Barbara Meil. 1987. *Uneasy Virtue : The Politics of Prostitution and the American Reform Tradition*. New York : Basic Books.
- Klein, Benjamin, and Keith B. Leffler. 1981. "The Role of Market Forces in Assuring Contractual Performance," 89 *Journal of Political Economy* 615-41.
- Lee, Tom K., and I. P. L. Png. 1990. "The Role of Installment Payments in Contracts for Services," 21 *Rand Journal of Economics* 83-99.
- Minami, Ryōshin. 1986. *The Economic Development of Japan : A Quantitative Study*. Houndmills, U. K. : The Macmillan Press, Ltd. [南亮進 『日本の経済発展』 東洋経済新報社 (1981) の英訳]
- Mnookin, Robert H., and Lewis Kornhauser. 1979. "Bargaining in the Shadow of the Law : The Case of Divorce," 88 *Yale Law Journal* 950-97.
- Murphy, U. G. 1909. *The Social Evil in Japan*, 4th ed. Tokyo : Kyōbunkan.
- Mustang Ranch, Inc. 1989. *Common Stock Prospectus*.
- Nardinelli, Clark. 1982. "Corporal Punishment and Children's Wages in Nineteenth Century Britain," 19 *Explorations in Economic History* 283-95.
- O'Callaghan, Sean. 1968. *The Yellow Slave Trade : A Survey of the Traffic in Women and Children in the East*. London : Anthony Blond.
- Okin, Susan Moller. 1990. "Feminism, the Individual, and Contract Theory," 100 *Ethics* 658-69.
- Oppler, Alfred C. 1976. *Legal Reform in Occupied Japan*. Princeton, N. J. : Princeton University Press. [邦訳、アルフレッド・オプラー (内藤頼博監訳) 『日本占領と法制改革 — G H Q 担当者の回顧』 日本評論社 (1990)]
- Pateman, Carole. 1983. "Defending Prostitution : Charges against Ericsson," 93 *Ethics* 561-5.
- Popkin, Samuel L. 1979. *The Rational Peasant : The Political Economy of Rural Society in Vietnam*. Berkeley : University of California Press.
- Radin, Margaret Jane. 1987. "Market Inalienability," 100 *Harvard Law Review* 1849-937.
- Ramseyer, J. Mark. 1989. "Water Law in Imperial Japan : Public Goods, Private Claims, and Legal Convergence," 18 *Journal of Legal Studies* 51-77.
- , and Minoru Nakazato. 1989. "The Rational Litigant : Settlement Amounts and Verdict Rates in Japan," 18 *Journal of Legal Studies* 263-90.
- Rosen, Ruth. 1982. *The Lost Sisterhood : Prostitution in America, 1900-1918*. Baltimore : Johns Hopkins University Press.
- Rosenzweig, Mark R., and Oded Stark. 1989. "Consumption Smoothing, Migra-

- tion, and Marriage : Evidence from Rural India," 97 *Journal of Political Economy* 905-26.
- Saxonhouse, Gary R. 1976. "Country Girls and Communication Among Competitors in the Japanese Cotton-Spinning Industry," in Hugh Patrick, ed., *Japanese Industrialization and Its Social Consequences*, pp. 97-125. Berkeley : University of California Press.
- Shadwell, Arthur. 1911. "Prostitution," in *Encyclopaedia Britannica*, 11th ed., Vol. 22, pp. 457-64. New York : Encyclopaedia Britannica Co.
- Shrage, Laurie. 1989. "Should Feminists Oppose Prostitution?," 99 *Ethics* 347-61.
- Sievers, Sharon L. 1983. *Flowers in Salt : The Beginnings of Feminist Consciousness in Modern Japan*. Stanford, Cal. : Stanford University Press.
- Smethurst, Richard J. 1986. *Agricultural Development and Tenancy Disputes in Japan, 1870-1940*. Princeton, N. J. : Princeton University Press.
- Stewart, Watt. 1951. *Chinese Bondage in Peru : A History of the Chinese Coolie in Peru, 1849-1874*. Durham, N. C. : Duke University Press.
- Symanski, Richard. 1981. *The Immoral Landscape : Female Prostitution in Western Societies*. Toronto : Butterworth and Co.
- Walkowitz, Judith R. 1980. *Prostitution and Victorian Society : Women, Class, and the State*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Williamson, Oliver E. 1983. "Credible Commitments : Using Hostages to Support Exchange," 73 *American Economic Review* 519-40.
- . 1985. *The Economic Institutions of Capitalism*. New York : The Free Press.

II 邦語文献

- 石島龜次郎 1928 : 「近頃の自由廃業」 廓清18巻6号24頁
- 市川房枝編 1980 : 『日本婦人問題資料集成第一巻人權』 ドメス出版
- 伊藤秀吉 1931 : 『紅燈下の彼女の生活』 實業之日本社⇨不二出版、1982
- 上村行彰 1918 : 『売られゆく女』 大鏡閣⇨『近代婦人問題名著選集統編第五巻』 日本図書センター、1982所収
- 1929 : 『日本遊里史』 春陽堂⇨藤森書店・日本文化史叢書、1982
- 大久保葩雪 1906 : 『花街風俗志』 隆文館⇨日本図書センター・日本風俗叢書、1983
- 廓清 1931a : 「娼妓花柳病調」 廓清21巻3号20頁
- 廓清 1931b : 「昭和五年救世軍の廢娼運動」 廓清21巻6号29頁
- 川島武宜 1950 : 「人身売買の歴史的 성격」 東洋文化1号⇨『川島武宜著作集

第一卷法社会学』岩波書店、1982所収

—— 1951：「人身賣買の法律關係(1)——藝娼妓丸抱契約の効力について——」法学協會雜誌68卷7号699頁

—— 1955：「人身賣買契約の法的効力」法律時報27卷9号⇒『川島武宜著作集第一卷法社会学』岩波書店、1982所収

神崎 清 1952：「娘を売る町——神崎レポート——」新興出版社

草間八十雄 1930：「女給と売笑婦」汎人社⇒『近代婦人問題名著選集続編第九卷』日本図書センター、1982所収

楠本雅弘編 1984：『恐慌下の東北農村（復刻版）（上中下）』不二出版

警視庁 1935：「玉之井亀戸接客婦本籍並前借金調」⇒市川房枝編『日本婦人問題資料集成第一卷人權』ドメス出版、1980所収

齋藤直 1930：「幼女遊藝人の内幕」自警135号67頁

社會局庶務課調査係 1935：「東北地方農村疲弊狀況（第二編）」⇒楠本雅弘編『恐慌下の東北農村（復刻版）中巻』不二出版、1984所収

社會事業研究所 1936：『就勞少年少女勞働事情調査（昭和十年三月）（社會事業研究所報告第三輯）』中央社會事業協會社會事業研究所

末弘巖太郎 1931：「判例を通してみた人身賣買」法律時報3卷9号3頁

政治經濟研究所 1951：『昭和九——一年と戦後における農民と勞働者の生活水準の變動』政治經濟研究所

總監官房文書課統計係 1933：『昭和七年警視庁統計一斑』

総務庁統計局監修・日本統計協會編 1987：『日本長期統計総覽第4巻』日本統計協會

副見喬雄 1928：「帝都に於ける賣淫の研究」博文館

田村五郎 1956：「前借金無効の判決について」法学新報63卷5号436頁

中央職業紹介事務局 1926：「藝娼妓酌婦紹介業に關する調査」⇒谷口健一編『近代民衆の記録3娼婦』新人物往来社、1971所収

内閣統計局 1930：『勞働統計要覽』東京統計協會

中村三郎 1954：『日本売春史第三卷（日本売春取締考）』日本風俗研究会

西村信雄 1938：「前借金契約について(1)(2)完」民商法雜誌7卷3号418頁、6号12頁

日本銀行統計局 1966：『明治以降本邦主要經濟統計』日本銀行

能見善久 1980：「判例評釈」法学協會雜誌97卷4号577頁

樋口紋太 1921：『藝者哲學』實學館書店

福岡地方職業紹介事務局 1928：『出稼女工に關する調査』福岡地方職業紹介事務局

村上信彦 1971：『明治女性史 中巻後篇（女の職業）』理論社

—— 1972：『明治女性史 下巻（愛と解放の胎動）』理論社

山本俊一 1983：『日本公娼史』中央法規出版

- 吉見周子 1984：『売娼の社会史』雄山閣
- 米倉 明 1985：「法律行為(16)~(19)」法学教室59~62号
- 労働省婦人少年局 1952：『婦人労働の実状』婦人労働資料28号
- 1953：『年少者の特殊雇用慣行——いわゆる人身売買の実態——』労働省
- 我妻 榮 1923：「判例より見たる『公の秩序善良の風俗』」法学協会雑誌41卷5号904頁⇒同『民法研究Ⅱ総則』有斐閣、1966所収
- 1955：「前借金無効の判決」ジュリスト93号23頁⇒同『民法研究Ⅱ総則』有斐閣、1966所収

〈本稿は、平成5年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。〉